

# 少子化対策特別部会（第11回）

平成20年 9月18日（木）

17:00～19:00

厚生労働省 省議室（9階）

## 議 事 次 第

### ○ 議 事

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について

1. 次世代育成支援のための新たな制度体系の具体的検討に向けて
2. 関係者からのヒアリング

— ヒアリング出席者

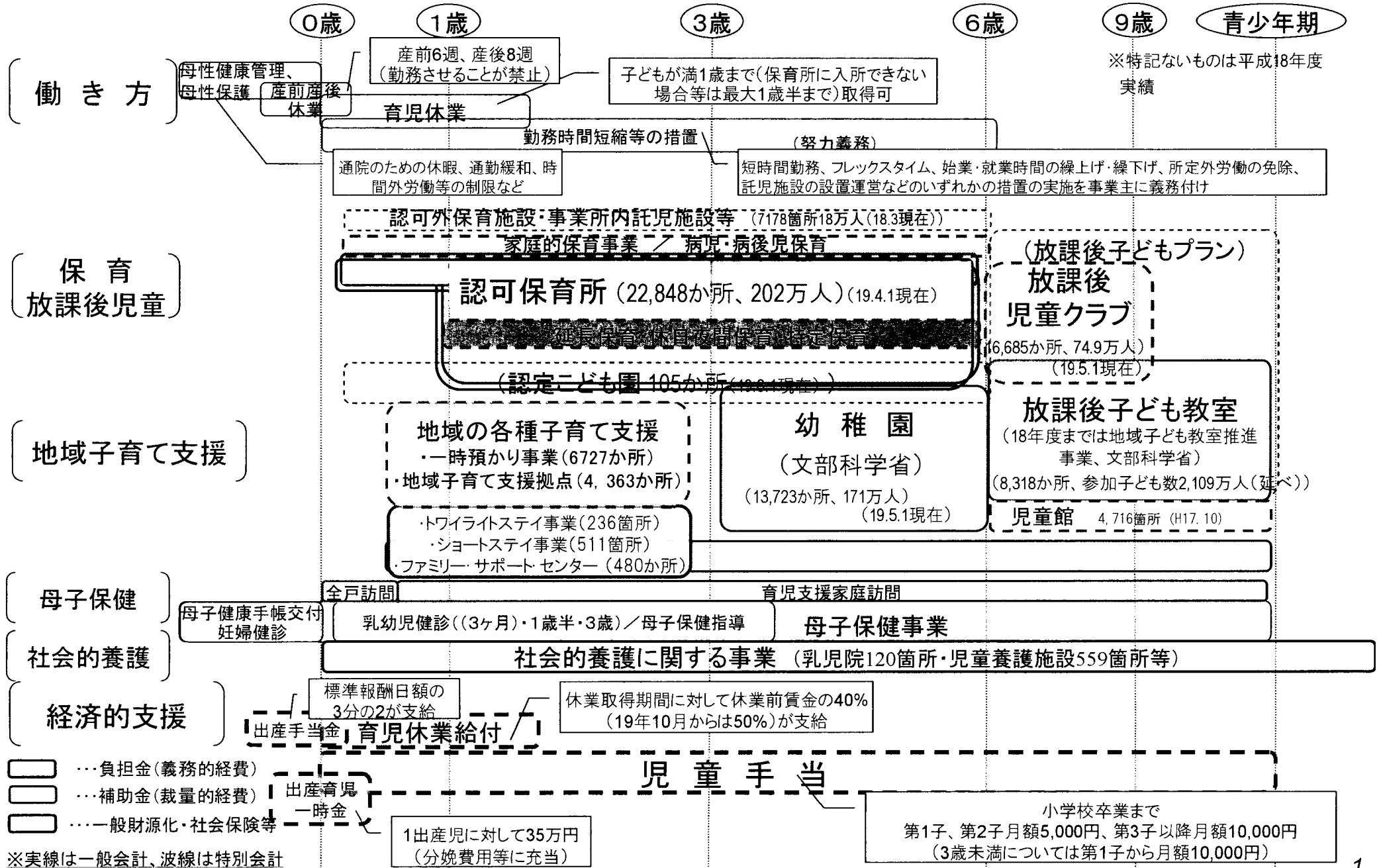
- 横浜市こども青少年局子育て支援部保育運営課長 本 田 秀 俊
- 横浜市こども青少年局青少年部放課後児童育成課長 高 嶋 信
- 保育園を考える親の会代表 普光院 亜 紀
- 全国学童保育連絡協議会事務局次長 真 田 祐

### [配付資料]

- 資料1 次世代育成支援のための新たな制度体系の具体的検討に向けて
- 資料2 横浜市提出資料
- 資料3 普光院参考人提出資料
- 資料4 真田参考人提出資料

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の 具体的検討に向けて

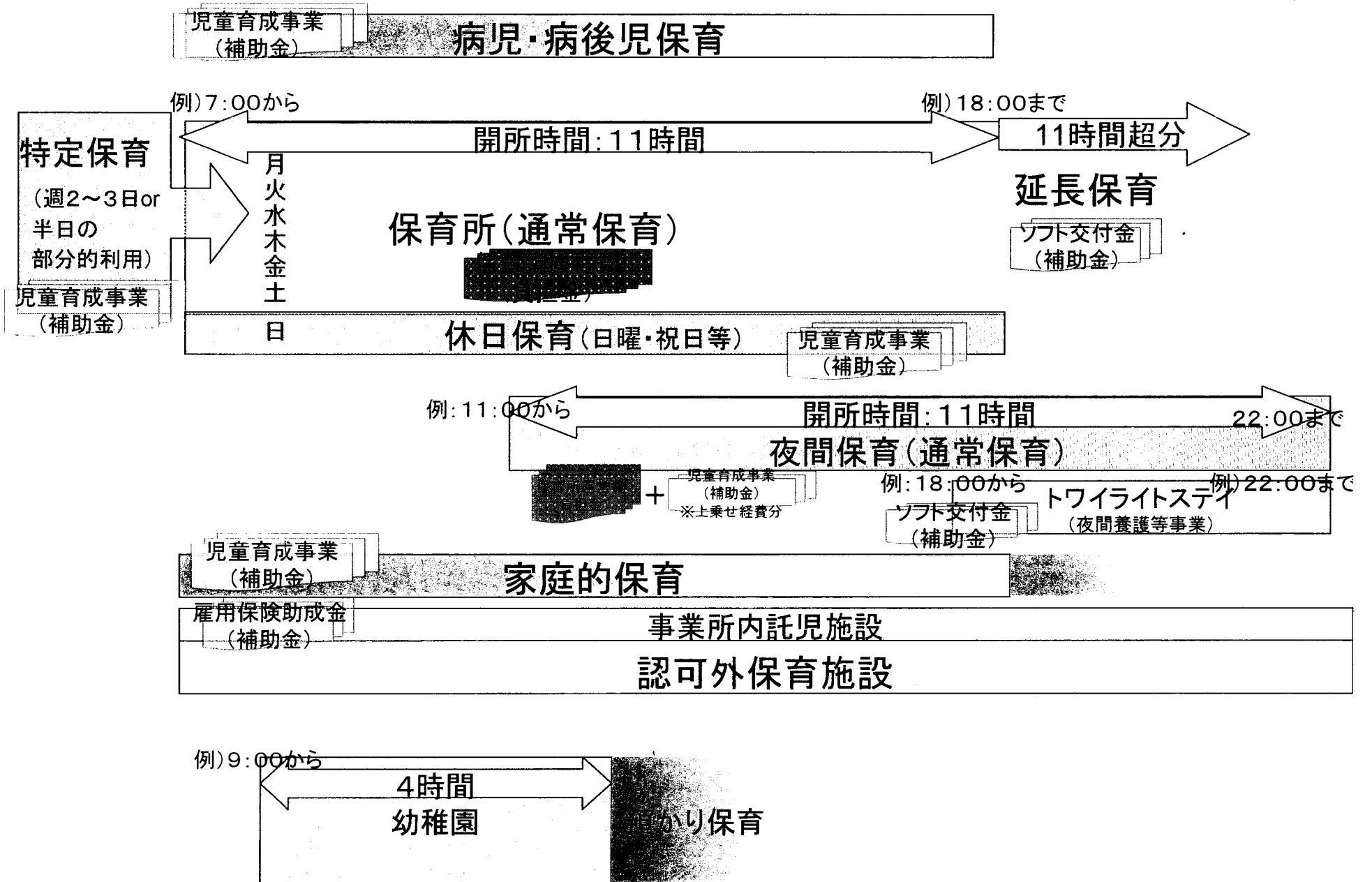
# 次世代育成支援に関する制度の現状



# 保育サービスの全体像

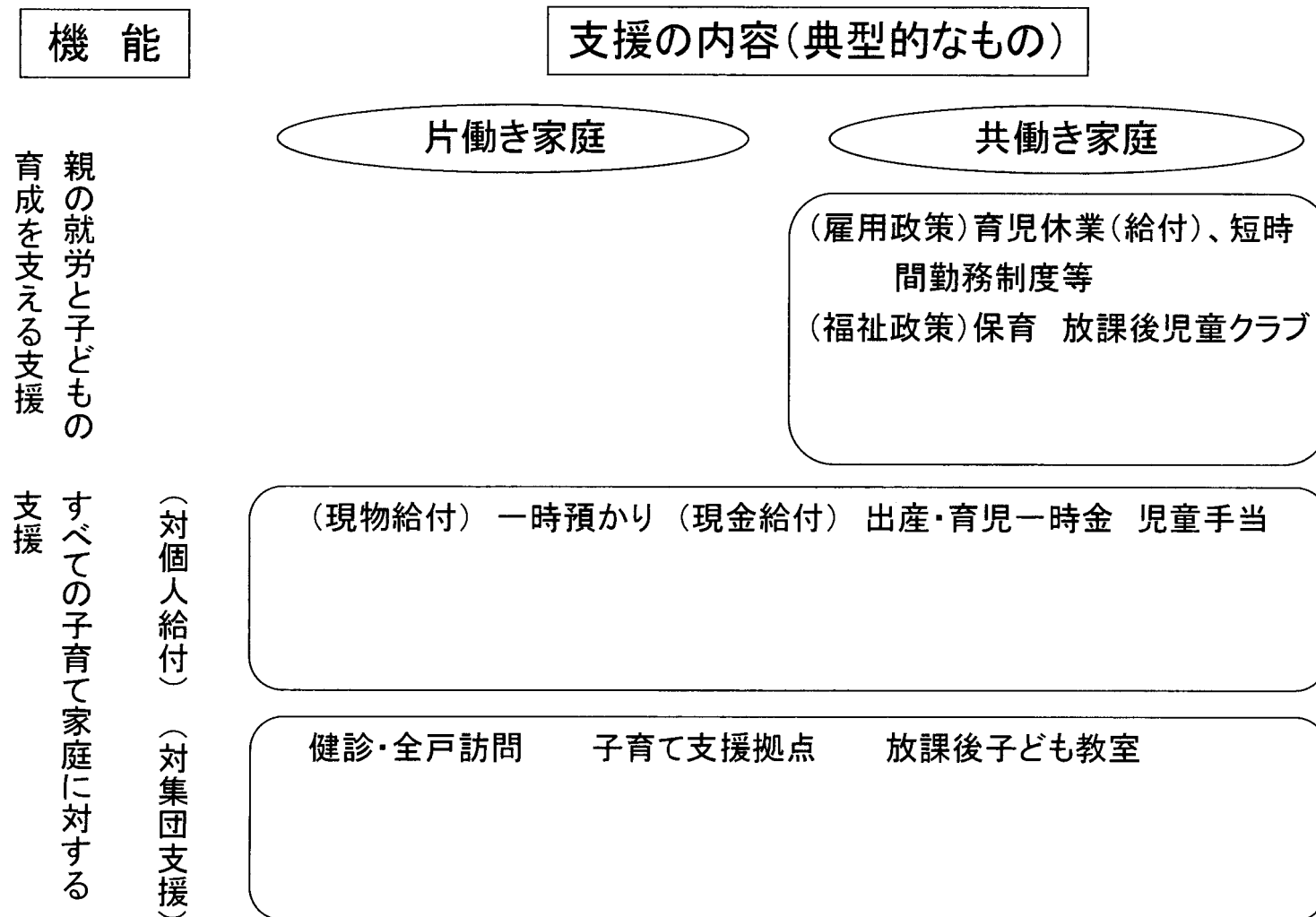
時間軸: (早朝)

(深夜) →



# 「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」における 次世代育成支援関連給付・サービスの体系的整理

平成19年12月にとりまとめられた「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」においては、現行の次世代育成支援に関連する給付・サービスについて、それぞれの給付・サービスが担っている機能に着目し、以下のように整理。



(第5回基本戦略分科会(平成19年10月)資料より抜粋)

# 「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項

包括性・体系性、普遍性、連続性の実現

## 《保育サービスの提供の新しい仕組み（公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム）》

- ・ 保育サービスの必要性の判断基準（「保育に欠ける」要件の見直し）
- ・ 契約などの利用方式のあり方
- ・ 市町村等の適切な関与の仕組み（保育の必要度が高い子どもの利用確保等）
- ・ 情報公表や第三者評価の仕組み
- ・ 地域の保育機能の維持向上

（ ※ 就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討 → 新たな検討の場 ）

## 《放課後児童対策の仕組み》

## 《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》

妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、全戸訪問事業等の

- ・ 量的拡充
- ・ 質の維持・向上
- ・ 財源のあり方

多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性

質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障  
 《保育サービスの「質」の維持・向上》

- ・ 保育の役割拡大に応じた検討
- ・ 認可保育所を基本としつつ認可外も含めた全体の質の向上

質の向上に向けた  
取組の促進方策

社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担

- ・ 地方負担のあり方（不適切な地域格差が生じない）
- ・ 事業主負担（給付・サービスの目的等を考慮）
- ・ 利用者負担のあり方（低所得者に配慮）

特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含

働き方の見直しの必要性

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた【参考】 基本的考え方 概要

〔平成20年5月20日 社会保障審議会 少子化対策特別部会とりまとめ〕

- 「子どもと家族を応援する日本重点戦略」を受け、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方をとりまとめたもの。
- 引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、以下の基本的考え方に基づき、具体的制度設計を速やかに進めていく必要がある。

## 1 基本認識

### ～新制度体系が目指すもの～

- ① すべての子どもの健やかな育ちの支援
- ② 結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現
- ③ 未来への投資(将来の我が国の担い手の育成の基礎等)

### ～新制度体系に求められる要素～

- ① 包括性・体系性 (様々な考え方に基づく次世代育成支援策の包括化・体系化)
- ② 普遍性 (誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択・利用できる)
- ③ 連続性 (育児休業から小学校就学後まで切れ目がない)

効果的な財政投入 ・ そのために必要な財源確保 ・ 社会全体による重層的な負担

## 2 サービスの量的拡大

- ・ 子育て支援サービスは、全般的に「量」が不足(必要な人が必要な時に利用できていない)。大きな潜在需要を抱えている。
- ・ 限られた財源の中、「質」の確保と「量」の拡充のバランスを常に勘案し、「質」の確保された「量」の拡充を目指す必要。
- ・ 「量」の抜本的拡充のためには、多様な主体の多様なサービスが必要であり、参入の透明性・客観性と質の担保策が必要。

## 3 サービスの質の維持・向上

《全体的事項》

- ・ 質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障が重要。質の向上に向けた取組の促進方策を検討すべき。

《保育サービス》

- ・ 役割の拡大に応じた保育の担い手の専門性の向上、職員配置や保育環境の在り方の検討が必要。
- ・ 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、保育サービス全体の「質」の向上を考える必要。

## 4 財源・費用負担

- ・ 次世代育成支援は、「未来への投資」や「仕事と子育ての両立支援」の側面も有し、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)の重層的負担が求められる。
- ・ 給付・サービスの「目的・受益」と「費用負担」は連動すべきことを踏まえ、関係者の費用負担に踏み込んだ議論が必要。
- ・ 地方負担については、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みが必要。
- ・ 事業主負担については、「仕事と子育ての両立支援」や「将来の労働力の育成」の側面、給付・サービスの目的等を考慮。
- ・ 利用者負担については、負担水準、設定方法等は重要な課題。低所得者に配慮しつつ、今後、具体的議論が必要。

## 5 保育サービスの提供の仕組みの検討

- ・今日のニーズの変化に対応し、利用者の多様な選択を可能とするため、良好な子どもの育成環境と親の成長を支援する対人社会サービスとしての公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム(完全な市場メカニズムとは別個の考え方)を基本に、新しい保育サービスの提供の仕組みを検討していくことが必要。
- ・「保育に欠ける」要件については、より普遍的な両立支援、また全国どこでも必要なサービスが保障されるよう、客観的にサービスの必要性を判断する新たな基準等の検討が必要。
- ・契約など利用方式の在り方についても、新しい保育メカニズムの考え方を踏まえ、利用者の選択を可能とする方向で検討。
- ・その際、必要度の高い子どもの利用の確保等、市町村等の適切な関与や、保護者の選択の判断材料として機能しうる情報公表や第三者評価の仕組み等の検討が併せて必要。また、地方公共団体が、地域の保育機能の維持向上や質の向上に適切に権限を発揮できる仕組みが必要。
- ・新しい仕組みを導入する場合には、保育サービスを選択できるだけの「量」の保障と財源確保が不可欠。
- ・幼稚園と保育園については、認定こども園の制度運用の検証等も踏まえた就学前保育・教育の在り方全般の検討が必要。

## 6 すべての子育て家庭に対する支援等

- ・新制度体系における対象サービスを考えるに際しては、仕事と子育ての両立支援のみならず、すべての子育て家庭に対する支援も同時に重要。その量的拡充、質の維持・向上、財源の在り方を考えていくことが必要。

## 7 多様な主体の参画・協働

- ・保護者、祖父母、地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出して支援を行うべき。
- ・親を一方的なサービスの受け手とするのではなく、相互支援など積極的な親の参画を得る方策を探るべき。

## 8 特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮

- ・新制度体系の設計に当たっては、虐待を受けた子ども、社会的養護を必要とする子ども、障害児など特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮を包含することが必要。

## 9 働き方の見直しの必要性…仕事と生活の調和の実現

- ・少子化の流れを変えるためには、子育て支援サービスの拡充と同時に、父親も母親も、ともに子育ての役割を果たしうるような働き方の見直しが不可欠。仕事と子育てを両立できる環境に向けた制度的対応を含め検討すべき。

以上の基本的考え方を推進していくため、今後、サービスの利用者(将来の利用者含む)、提供者、地方公共団体、事業主等、多くの関係者の意見を聴くとともに、国民的議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会的資源の投入についての合意を速やかに得ていくことが必要である。その上で、投入される財源の規模に応じた進め方に留意しつつ、その具体的制度設計について、国民的な理解・合意を得ていく必要がある。



## 横浜市における保育所運営等の現状について

### 1. 保育所定員や待機児童数等の推移

(各年4月1日の数値)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
保育所数	289	327	368	383	402
保育所定員	26,689	29,888	32,994	33,944	35,582
入所児童数	26,306	29,264	31,971	33,442	34,249
就学前児童数(A)	201,626	200,022	198,183	196,763	195,898
入所申込数(B)	28,112	30,769	32,999	34,841	35,890
申込率(B/A)	13.94%	15.38%	16.65%	17.71%	18.32%
待機児童数(新定義)	1,190	643	353	576	707

### 2. 保育所運営費の推移

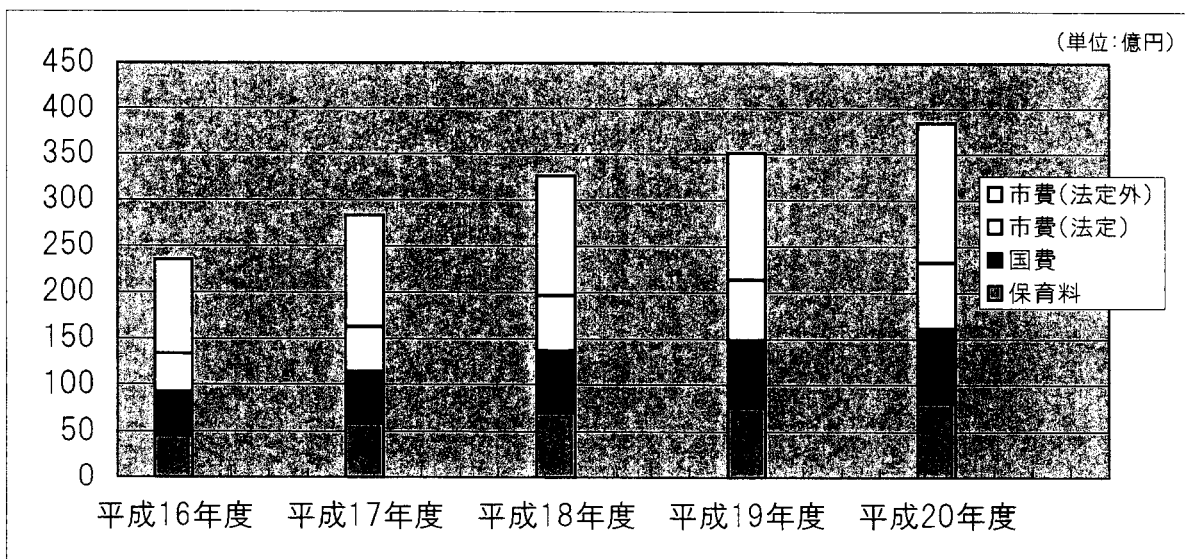
(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保育料	4,498,418	5,885,329	7,039,123	7,580,051	8,056,695
国費	4,721,870	5,451,005	6,660,754	7,307,688	8,023,371
市費(法定)	4,138,790	4,894,150	5,916,804	6,478,114	7,175,121
市費(法定外)	10,171,073	12,074,842	13,004,317	13,781,621	15,239,096
合計	23,530,151	28,305,326	32,620,998	35,147,474	38,494,283

※原則保育時間(8時間)、長時間保育(8~11時間)、時間延長サービス(11時間超)の運営費

※平成20年度のみ予算額、その他の年度は決算額を使用。(民間保育所の運営費のみ計上)

<図1> 保育所運営費の推移



### 3. 保育所入所選考を行う際の基準(保育に欠ける要件について)

本市では、保護者が、次のような理由で、お子さんを保育できないときに、保育所入所を申し込むことができますとしています。

- (1)会社や自宅を問わず、1日4時間以上、月16日(週4日)以上働いているとき
- (2)出産の準備や出産後の休養が必要なとき(産前産後8週間)
- (3)病気や障害のため保育が困難なとき
- (4)病人や障害者を介護しているとき
- (5)自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき
- (6)その他(仕事を探しているとき、職業訓練校・専門学校・大学などに通っているとき など)

### 4. 横浜保育室について

#### (1)横浜保育室とは

横浜市の独自基準を満たしており、市が認定し助成している認可外保育施設のことです。

助成は、市内在住で保育に欠ける3歳未満児を対象とし、おおむね4人に1人の保育従事者、全施設で給食提供、平日11時間・土曜日8時間以上の開所、保育料上限58,100円/月などのルールを定めています。

#### (2)入所要件の確認方法について

保育に欠ける要件(認可保育所と同じ)を施設が保護者に説明し、雇用証明書等を確認します。助成金請求時にそれらを添付し区で審査します。

#### (3)入所者の決定方法について

施設責任で入所者を決定しています。  
決定方法について実態は把握していませんが、先着順が多いと思われます。

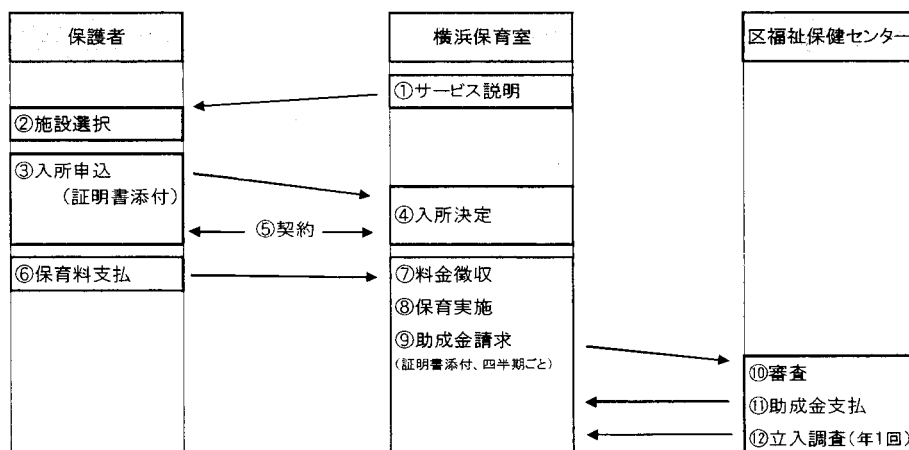
#### (4)保育料の徴収方法について

上限(58,100円/月)を超えない範囲で、年齢別や利用時間及び日数による設定など施設判断で設定しています。所得階層別の保育料体系としている施設はほとんどありません。保護者との契約に基づいて、施設が直接徴収しています。

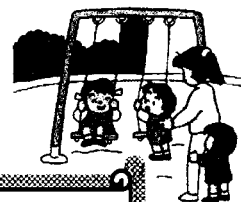
#### (5)保護者負担の軽減について

上限保育料を定め、著しく保育料が高額となることを抑制しているほか、  
①きょうだい保育所や幼稚園に通っている場合は月額18,000円を、  
②所得がD12階層以下の世帯は、月額10,000円を施設に対して助成しています。  
施設は助成額分、保育料を引き下げ、保護者負担の軽減を図っています。

#### <横浜保育室事務フロー>



# 平成20年度 横浜市保育所入所案内



## 保育所とは？

保護者が働いていたり、病気などのために家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育する児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

## I 認可保育所への入所について

### 1 保育所に申し込みをできるのはどんなとき？

保護者が、次のような理由で、お子さんを保育できないときに申し込めます。

ただし、保護者に代わって、同居の祖父母などが保育できるときは、保育所に入所できない場合があります。

- (1) 会社や自宅を問わず、1日4時間以上、月16日以上働いているとき
- (2) 出産の準備や出産後の休養が必要なとき（産前産後8週間）
- (3) 病気や障害のため保育が困難なとき
- (4) 病人や障害者を介護しているとき
- (5) 自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき
- (6) その他

- 例 ・大学や職業訓練校、専門学校などに通っているとき  
 ・仕事を探しているとき（入所後、3か月以内に就職することが条件となります。）  
 ・別居の親族を常時介護しているとき  
 ・育児休業明けの入所可能日は、育児休業の終了する日の属する月の1日以降です。  
 （例えば4月1日入所可能の方は、4月1日から4月30日の間に育児休業が終了する方です。）

### 2 申し込み方法

- (1) 申し込みは、**保育所の所在地の区の区役所サービス課**で、常時受け付けています。  
 4月からの入所については、1月から別途申し込みを受け付けます。

詳しくは「広報よこはま区版11月号(港北区、戸塚区)または12月号(その他の区)」をごらんください。  
 (港南区、港北区、青葉区、戸塚区では、12月から申し込みを受け付けます。詳しくは、区役所サービス課にお問い合わせください。)

- (2) 市外の保育所を希望するときは、お住まいの区の区役所サービス課にお申し込みください。
- (3) 保育所の入所に関するお問い合わせ先につきましては下記をご参照ください。

- ① 横浜市子ども青少年局ホームページ (<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/kosodate/nyuusyo.html>)
- ② 各区福祉保健センターサービス課

区名	電話番号	FAX番号
鶴見	045-510-1839	045-510-1887
神奈川	045-411-7113	045-324-3702
西	045-320-8472	045-290-3422
中	045-224-8171	045-224-8159
南	045-743-8249	045-714-7989
港南	045-847-8458	045-845-9809
保土ヶ谷	045-334-6353	045-334-6030
旭	045-954-6173	045-955-2675
磯子	045-750-2435	045-750-2540
金沢	045-788-7772	045-788-7794
港北	045-540-2320	045-540-2396
緑	045-930-2432	045-930-2435
青葉	045-978-2428	045-978-2427
都筑	045-948-2318	045-948-2309
戸塚	045-866-8466	045-866-8473
栄	045-894-8411	045-893-3083
泉	045-800-2415	045-800-2513
瀬谷	045-367-5703	045-364-2346

- ③ 横浜市コールセンター（申し込み書類の書き方・受付の日程等一般のお問い合わせ）

電話番号 045-664-2525

FAX番号 045-664-2828

### 3 申し込みに必要な書類

1	保育所入所申込書 保育所入所申込補助票 保育所入所申立書	必ずお書きください。	
2	「保育できないこと」を証明する書類  ※65歳以上の方を除き、同居されている親族全員の書類が必要です。  ※すでに、働いている方でも「雇用証明書」の提出がない場合には、入所の選考で求職者と同様の扱いとなります。	会社や自宅等で雇用されて、働いている方、就職が内定している方	雇用(内職)証明書
		自営業の方	事業経営届(雇用証明書の裏面です)
		出産の準備、産後の静養の場合	母子健康手帳
		保護者などが病気の時	診断書
		病人を介護しているとき	病人の診断書 介護または付き添いに関する申立書
		保護者などが心身障害の時	身体障害者手帳等
3	税額の証明書  ※保護者(世帯状況により同居の祖父母)のものが 必要です。	確定申告される方	平成19年分確定申告書(控) ※原則税務署の受付の受理印のあるもの
		給与所得のみの方	平成19年分源泉徴収票
		※どちらの方も、税額が0円の場合でも提出してください。 ※平成19年1月2日以降に横浜市内に転入した方は、 <b>次の書類も必ずご提出ください。</b> 平成19年1月1日現在の住所地の市町村が発行する 平成19年度(平成18年所得分)住民税課税証明書	

※原本の返却を希望される方は、原本と一緒に写しもお持ちください。

※認可保育所以外に有償で預けている方は、契約書等の証明資料をご提出ください。

※上記の様式類及び記入例については横浜市子ども青少年局のホームページからダウンロードできます。また、その他、入所選考基準表やQ&A集もありますのでご利用ください。

### 4 入所選考

- (1) 横浜市の入所選考基準に基づき、保育の実施会議で入所者を決定しています。
- (2) 選考結果は「入所承諾通知書」または「入所不承諾(保留)通知書」でお知らせします。
- (3) 4月の入所の可否については、2月下旬にお知らせします。  
それ以外は、入所が内定した場合、随時連絡をいたします。
- (4) 複数の園に申し込みをしている場合に、いずれかの園で内定となった場合、他の園への申し込みの効力はなくなります(複数の区にまたがる場合も同じです)。内定した園以外の保育所を引き続き希望する場合は、別途申し込みが必要になります。

#### 入所できなかった方 または 入所を辞退される方について

希望された保育所に空きがない場合や、申込者が定員を上回り、選考の結果入所できなかった場合には、保留として希望の保育所の待機者として登録され、翌月以降も選考の対象となります。

一度提出していただいた申込書は、平成21年3月末まで有効です。保留のまま入所できない場合は、あらためて平成21年4月からの入所申し込みをしてください。

申し込んでから入所が内定するまでの間に、家庭状況や就労状況、希望園などの変更があった場合は、区役所サービス課に必ず連絡してください。連絡がない場合、選考上不利になることもあります。また、入所申し込みの必要がなくなった場合は、必ず申し込みの取り下げの届け出を行ってください。

## 5 保育所の入所選考基準

(基準の考え方)			その他の世帯状況	
<p>*ランクは、A B C D E F Gの順に入所の順位が高いものとします。</p> <p>*お父さん、お母さんでランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。</p> <p>*同居している祖父母が65歳未満の場合、保育可能な方とみなします。その場合、保育できない事を証明する診断書等を提出することが必要です。</p> <p>*障害児・児童福祉の観点から保育に欠ける児童については、この選考基準を基に別途に選考します。</p> <p>*選考に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Gの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判定し、入所承諾の順位を判断します。</p>			<p><b>【ランクアップ項目】</b></p> <p>①から④は各項目1ランクずつ、⑤は2ランク、最高で2ランクまでアップします。</p> <p>※左記「9ひとり親世帯等」が適用される場合はランクアップしません。</p>	
お父さん、お母さん（※1）が保育できない理由、状況			①ひとり親世帯等	
1 居宅外労働 (外勤・居宅外 自営)	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	A	②生活保護世帯	
	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	B		
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。	C		
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	D		
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。	E		
2 居宅内労働 (内勤・居宅内 自宅)	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	B	③生計中心者の失業	
	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	C		
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。	D		
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	E		
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。	F		
3 産前産後	お母さんが出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	D	④横浜保育室・家庭保育福祉員・認可乳児保育所等の卒園児（卒園時に育児休業中だった方で復職時に申込をする場合を含む）	
4(1) 病気・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A		⑤育休のため退所し、再入所する場合
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	B		
	通院加療を行い、1日4時間、週4日以上安静が必要で保育が困難な場合。	E		
4(2) 心身の障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	A		①～⑤は優先順位ではありません。
	身体障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	B		
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	E		
5 親族の介護	臥床者・重度心身障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週5日以上かつ1日8時間以上保育が困難な場合。	A	【同一ランクで並んだ場合の選考】	
	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日7時間以上保育が困難な場合。	B		
	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日4時間以上保育が困難な場合。	E		
6 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている。	A	同一ランクで並んだ場合は以下の状況を調整指数により、選考します。（裏面参照）	
7 通学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	D		
8 求職中	求職中（入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。）	G		
9 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。（求職中の入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。）	A	①市内在住	
10 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合。	A (※2)	②保育の代替手段 子育て支援者となる同居親族の有無など	
<p>(※1) お父さん、お母さんがいない場合は、その他の保護者。</p> <p>(※2) Aランクかつ2ランクアップ相当として選考します。</p>			③世帯の状況 被介護者の有無など	
			④就労状況 夜勤を伴う変則勤務の有無など	
			⑤ひとり親世帯等	
			⑥きょうだいの状況 きょうだい同一施設入所や多子世帯など	
			⑦課税所得金額	
			①～⑦は優先順位ではありません。	

## 6 入所選考基準が同一ランクでの調整指数一覧表

(平成20年1月改定)

※ 同一ランクで並んだ場合は、以下の項目に該当する場合に「調整指数」としてそれぞれの項目に点数をつけます。  
 ※ この点数が高い方から順番に選考します。なお、調整指数の点数が高い方であってもランクの逆転はありません。

	内容		備考	
保育の代替手段	申込児童を65歳未満の親族に預けている	-1	保育の代替手段については、左記のうち主たるもの1項目のみを適用します。	
	転園（転居を伴う場合及びきょうだい同時入所のための場合は除く、認定こども園からの転園は含む）	-1		
	横浜保育室、家庭保育福祉員、認可乳児保育所の卒園児（卒園時に育児休業をとっており、育児休業明けで認可保育所へ申込み場合も含む）	3		卒園証明書等のある場合に限りです。
	申込児童を〔横浜保育室、家庭保育福祉員、認可保育所、認定こども園〕以外へ有償で預けている（一時保育のみの利用は含まない）	2		契約書等証明資料がある場合に限りです。
	申込児童を横浜保育室、家庭保育福祉員へ預けている（一時保育のみの利用は含まない）	1		
	児童を職場で見ている	-1		
	児童が危険を伴う環境にいる	1		
保育の代替手段に関して、上記以外の場合	0			
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1,2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1,2,3級の一つに該当する場合またはそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合	2	元のランクの類型が「心身の障害」のときは加点しません。	
	保護者が身体障害者手帳3級以下で保育に著しく負担がかかる場合	1		
	同居家庭内に身体障害者・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて介護している場合（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く）	1	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。	
同居家庭内に要介護1以上の認定者がいて介護している場合（在宅介護に限る）	1			
市内在住	市外在住者（転入予定者は除く）	-8		
就労状況	単身赴任	1		
	両親共に夜勤を伴う変則勤務である世帯	1		
	居宅外自営業であるが、職場が自宅に併設している	-1		
	勤務実績が1か月未満である世帯	-1		
ひとり親世帯等	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない場合	3		
	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合	1		
	元のランクが「9. ひとり親世帯等」の場合	元のランクが「9. ひとり親世帯等」で就労内定の場合 元のランクが「9. ひとり親世帯等」で求職中の場合	-2 -7	上2行の点数と重複して適用されます。
きょうだいの状況	既にきょうだいが入所している場合（きょうだい同一の保育園に入園を希望する場合に限る。）	2		
	既にきょうだいが入所している場合、又はきょうだい同時に申込みをした場合	1		

### <同一ランク・同一調整指数で並んだときの選考>

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に考慮して選考します。

1	類型間の優先順位(①~⑩の順) ①災害 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・内労働(内定) ⑧就学等 ⑨出産 ⑩求職中
2	両親のうち一方が夜勤を伴う変則勤務である世帯
3	時間的・業務的拘束力の強さ
4	保育の協力者の有無
5	養育している小学生以下の子ども的人数が多い世帯
6	経済的状況(課税所得金額)が低い世帯 ただし、4月1日入所は、前年の住民税額で判定する場合があります (勤務先からの交付が間に合わない等のやむを得ない場合を除き、証明がある者が優先)

## Ⅱ 横浜市の認可保育所について

横浜市内には、市立と私立あわせて、383か所の保育所があります。  
(平成19年11月現在)



### 1 保育時間

朝 7:30	日中	夕 18:30	夜
<b>時間延長サービス</b> <small>※事前の申込が必要です。 ※別途利用料がかかります。</small>	長時間保育	原則保育時間 8時間	長時間保育
			<b>時間延長サービス</b> <small>※事前の申込が必要です。 ※別途利用料がかかります。 ※間食代または夕食代が別途かかります。</small>

※「長時間保育」、「時間延長サービス」は各保育所で実施状況が異なります。

各区の保育所一覧で確認してください。

※「長時間保育」の利用については、家庭の状況に応じて、区福祉保健センターで決定します。

### 2 保育料

- 保育料は世帯にかかる前年の所得税等とお子さんの年齢によって決定しています。  
※保育料の決定の基となる課税額は、配当控除、外国税額控除及び住宅取得(等)特別控除(いずれも税額控除)が控除される前の金額を用います。
- 保育料の納入は、原則として口座振替でお願いします。(振替日は毎月28日です)
- 月の途中で、入所または退所した場合は、日割りになります。
- 保育所または幼稚園に2人以上のお子さんが入所した場合、きょうだい割引があります。
- 世帯の負担能力に著しい変動が生じ、保育料の支払いが困難となる等一定の条件を満たす場合には、費用負担の軽減を図る制度があります。詳しくは各区役所サービス課にご相談ください。
- 新年度保育料は3月下旬に決定します。今年度の保育料表は、こちらをご覧ください。  
<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/kosodate/19hoikuseido.html>  
※ 保育料は原則として口座振替の方法により納付してください。各月末までに納付がないときは、督促状や催告書の送付のほか、財産の差押等の滞納処分を受けることがあります。

### 3 時間延長サービス(事前に保育所への申込が必要です。)

- 時間延長サービスの利用料として30分あたり月額1,700円をご負担いただきます。
- 変則勤務等により、あらかじめ利用日がはっきりしており、その日数が月10日間以内である場合は、利用料及び間食(おやつ)代・夕食代を半額とします。
- 2人以上のお子さんが時間延長サービスを利用する場合、利用料を減免します。  
(間食(おやつ)代・夕食代は減免にはなりません)  
(第2子は第1子の50%を減免し、第3子は第1子の90%を減免します)

### 4 給食

3歳未満は完全給食、3歳以上は副食給食(おかずのみ)を実施しています。

※一部の保育所では、全年齢児童の完全給食を実施している施設もあります(ただし、3歳以上は主食代を別途徴収)。

### 5 障害児保育

障害のあるお子さんの入所希望については、申し込み前に、あらかじめ区役所サービス課にご相談ください。

### 6 その他

- 保育所の送迎は、必ず、保護者が行ってください。
- 入所当初は、「短縮保育」(少しずつ保育時間を延ばす)を行う場合があります。
- 入所を希望している保育所について、あらかじめ見学をされることをお勧めします。



#### ★市立保育所の民間移管について★

横浜市では、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくことを目的に、平成16年度から市立保育所の民間移管を進めています。詳しくは <http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/mineika/> をご覧ください。

こども青少年局保育運営課保育運営担当  
TEL 045-671-2400

### Ⅲ その他の保育施設について

#### 1 家庭保育福祉員



##### (1) 家庭保育福祉員制度とは

仕事や病気などのために昼間子育てに専念できない保護者に代わり、横浜市によって認定された家庭保育福祉員が、家庭的な雰囲気の中で保育する制度です。

詳しくは、家庭保育福祉員に直接お問い合わせください。

##### (2) 事業の内容

①対象児童・・・横浜市在住で、認可保育所の入所要件と同様に、月16日、1日4時間以上就労している等、保護者がお子さんを保育できない要件が必要です

②対象年齢・・・生後57日以上満3歳未満の児童が対象です。

③保育時間・・・原則として

平日 午前8時30分から午後4時30分

土曜日 午前8時30分から午後0時30分まで



※なお、この時間を超えて預ける時間外保育（平日：午前7時30分から午後7時、土曜：午前7時30分から午後3時30分）については、各区役所サービス課又は家庭保育福祉員に御相談ください。

④定員・・・原則として、家庭保育福祉員1人につき3人以内。認められた家庭保育福祉員については5人までです。

⑤保育料・・・前年（度）の所得税額に応じて決められています。多子減免制度もあります。

保育料は保護者が直接家庭保育福祉員にお支払いください。

新年度保育料は、3月下旬に決定します。

⑥昼食・・・お弁当の持参をお願いします。

⑦申込先・・・区役所サービス課又は直接家庭保育福祉員をお願いします。

※いずれの場合も区役所サービス課へ必要書類を提出していただきます。

#### 家庭保育福祉員一覧

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/hoikuseido/fukushiin-ichiran.html>

メモ

---

---

---

---

---





## 2 横浜保育室

「横浜保育室」は、児童福祉法に定めた保育所（いわゆる認可保育園）ではありませんが、横浜市が独自に設けた基準（保育料・保育環境・保育時間など）を満たしており、市が認定し助成している認可外保育施設のことです。

本市では認定した横浜保育室に対し、0歳児に月額105,100円・1～2歳児に月額79,100円などを助成しています。（3歳児は暫定的に月額8,900円を助成しています）

※ 制度及び助成金額は、平成19年11月現在の状況です。新年度の助成金額等は3月下旬に決定します。

### （1）保育環境

① 3歳未満のお子さんを助成対象とした施設です。（3歳以上児の受け入れを行っている施設もあります）

※ 横浜保育室の卒園予定者が、認可保育所に入所申込みされた場合は、入所の選考の際に優先順位を高く（1ランクアップ）しています。

② 3歳未満のお子さんおおむね4人に1人、保育従事者を確保しています。

③ 全施設で給食を実施しています。

### （2）保育料

① 3歳未満のお子さんは58,100円を上限に施設が独自に設定しています。

※ 一定の所得以下の世帯の3歳未満児について、保育料を10,000円軽減します。

なお、所得基準は、3月下旬に決定します。

② 横浜保育室・認可保育所・家庭保育福祉員・横浜市幼稚園預かり保育を利用するきょうだいがいる場合、3歳未満児は月額18,000円、3歳児は月額9,450円保育料が減額されます。

③ 消費税は非課税です。ただし、その他の実費負担等は課税の場合があります。

### （3）保育時間

① 平日7:30～18:30、土曜日7:30～15:30が基本時間です。

② 延長保育を行っている施設もあります。

③ 休日保育を行っている施設もあります。



### （4）助成対象児童

① 助成対象児童となるのは、横浜市在住で、認可保育所の入所要件と同様に、月16日・1日4時間以上就労している等、保護者がお子さんを保育できない場合です。

### （5）申込方法

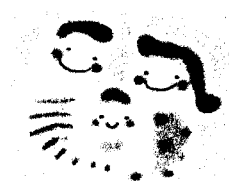
施設との直接契約になります。保育料・保育内容等をよく確認して、保護者の方が施設に直接お申し込みください。

### （6）その他

「一時保育」を実施している施設もあります。パート就労・病気・冠婚葬祭・その他私的理由などで一時的に保育できない場合に利用できます。

横浜保育室の施設一覧はこちら

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/index2.html>



## Ⅳ 認可保育所等での一般サービス

※一時保育、休日・年末年始保育、24時間型緊急一時保育、病児保育、病後児保育については、個別のリーフレットもご覧ください（実施保育所数はいずれも平成19年11月現在です）。

	内容	実施保育所数	利用方法
一時保育	パート勤務、病気、冠婚葬祭その他私的な理由で、一時的に保育できないときに、利用できます。	実施園は各区役所に問い合わせてください。	直接保育所に申し込み
休日・年末年始保育	お仕事の都合などにより、日曜や祝日にご家庭で保育できないときに利用できます。なお、一時保育としての利用もできます。	かながわ保育園（神奈川区） TEL 080 (3489) 2031 上大岡ゆう保育園（港南区） TEL 045 (882) 2014 とつかルーテル保育園（戸塚区） TEL 045 (862) 3086 聖保育園（港北区） TEL 045 (543) 3695	直接保育所に申し込み ※ただし事前の利用登録が必要です。
24時間型緊急一時保育	突発的に起きてしまう保護者等の病気、事故または急な出張などで、緊急にお子さんを預けなければならなくなった時、利用できます。	あおぞら保育園（神奈川区） TEL 045 (488) 5520 港南はるかぜ保育園（港南区） TEL 045 (849) 1877	直接保育所に申し込み 
病児保育	生後6か月以降、就学前の病気の児童を医療機関に併設した専用の病児保育室で、看護師等の専門スタッフが病初期の段階から一時的に保育します。 	星川小児クリニック（保土ヶ谷区） TEL 045 (336) 2264 シンパチャイルドクリニック（港北区） TEL 045 (542) 6941 水野クリニック（都筑区） TEL 045 (595) 1233 上大岡こどもクリニック（港南区） TEL 045 (842) 0420	直接実施医療機関に申し込み ※ただし実施医療機関に事前の利用登録が必要です。
病後児保育	病気の回復期にある就学前の児童を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが保育します。	あおぞら第2保育園（神奈川区） TEL 045 (413) 1114 睦町保育園（南区） TEL 045 (710) 6230 洋光台中央福祉保育センター（磯子区） TEL 045 (831) 7173 きらら保育園（金沢区） TEL 045 (790) 3440 緑園なえば保育園（泉区） TEL 045 (810) 6131	直接保育所に申し込み ※ただし利用を希望する保育所に、事前の利用登録が必要です。 
育児相談・施設開放等（育児支援センター園など）	園庭で遊びながら子育ての疑問や悩みを相談できます。同じ子育て中の人との出会いの場でもあります。 子育て中の方はどなたでも利用できます。	実施園は各区に問い合わせてください。 ……	相談・施設開放については、原則申し込みは必要ありませんが、その他事業について、一部、申し込みが必要なこともあります。

ヨコハマはびねすぽと

保育所などの情報は、ホームページで紹介しています。  
<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/index2.html>

…

横浜市子ども青少年局保育運営課  
 横浜市中区港町1-1  
 045-671-2427  
 発行年月日：平成19年12月1日

◆横浜市放課後児童育成事業比較表（平成20年度）

事業名	放課後キッズクラブ事業	はまっ子ふれあいスクール事業	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）
実施方式	補助	委託（充実型は補助方式）	補助
目的	小学校施設を活用し、すべての児童を視野に入れた安全で快適な放課後の居場所づくりを実施する。 17:00以降は主として留守家庭児童を対象としたプログラムで実施する。	小学校施設を利用して「遊び場」を確保し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することによって、子どもたちの創造性や自主性、社会性を養い、児童の健全育成を図る。	地域の理解と協力のもと、保護者の就労等の事情により、留守家庭となる児童の保護及び遊びをとおしての「健全な育成」を行う。
開始時期	平成16年度	平成5年度	昭和38年度
運営主体	原則として公募により選定した運営法人に補助。	学校・地域の理解と協力によって組織される運営委員会に委託する。（構成：PTA代表、学校長、地域の適任者、チーフパートナー、その他運営委員会が必要と認めた者） 【充実型】 運営委員会または公募により選定した運営法人に補助。	地域の理解と協力に基づいて組織される放課後児童クラブを運営する運営委員会（構成：自治会・町内会の代表者、民生・児童委員、青少年指導員、小学校の代表者、事業の対象者の保護者、その他児童の健全育成に理解と熱意を有する者）または法人に補助する。
実施か所数	64か所（年度当初 48か所）	301か所（充実型 28か所） （キッズ除く全市立小学校298、特別支援学校2、盲特別支援学校1）	179か所
実施場所	学校施設（教室改修） ※「元気に遊べるスペース」と「静かに過ごせるスペース」の2つの活動場所を確保	学校施設（はまっ子専用ルームあり221か所、なし80か所）	民間136、町内会館16、保育園・幼稚園11、専用施設15、学校1
対象児童	原則として、当該実施校に通学する1年生～6年生で参加を希望する児童。	原則として、当該実施校に通学する1年生～6年生で参加を希望する児童。 （特別支援学校・盲特別支援学校は、中学部まで）	横浜市内に在住し、かつ、小学校に就学している第1学年から第3学年までの留守家庭児童（障害児、特別な配慮を要する場合は6年生まで）
開設時間（基本パターン）	平日：放課後～19:00 （17:00以降は留守家庭児童等） 土、長期休業中：8:30～19:00 （17:00以降は留守家庭児童等）	平日：放課後～18:00【充実型19:00】 土、長期休業中： 9:00～18:00 【充実型 8:30又は9:00～19:00】	平日：1日につき5時間以上、18:00まで ※クラブによって時間延長 土、長期休業中：9:00～18:00
利用料	参加料 17:00まで 無料 17:00以降 5,000円/月 一時参加：800円/回 （市民税非課税世帯月2,500円） 傷害見舞金制度負担金 500円/年 おやつ代等 実費	参加料 無料 傷害見舞金制度負担金 500円/年 おやつ代等 実費 【充実型参加料】 17:00まで 無料 17:00以降 5,000円/月 一時参加：800円/回 （市民税非課税世帯月2,500円）	平均保育料 15,520円/月 （市民税非課税世帯に減免した場合月2,500円加算補助）
運営体制 指導員等	○主任指導員（常勤）1名 ○指導員（常勤）1名 ○補助指導員（時給） （ローテーション勤務）必要数 ※障害児が参加する場合や参加児童数等の状況に応じて、補助指導員を増員	○チーフパートナー（常勤） （教員OB・地域選任）1名 ○アシスタントパートナー（時給） （ローテーション勤務）必要数 ※障害児が参加する場合や参加児童数等の状況に応じて、アシスタントパートナーを増員	・小規模クラブ（10人以上19人以下） ○指導員（常勤）1名 ○補助指導員（時給）1名 ・標準クラブ（20人以上35人以下） ○指導員（常勤）2名 ○補助指導員（時給）1名 ・大規模クラブ（36人以上） ○指導員（常勤）2名 ○補助指導員（時給）2名 ※障害児加算、長時間加算あり
参加児童数	登録児童数 14,195人 登録率 53.4% （48か所 平成20年7月末現在）	登録児童数 76,403人 登録率 45.9% （301か所 平成20年6月末現在）	登録児童数 6,080人 （179か所 平成20年4月現在）
平成20年度予算	予算額 1,038,196千円 予算か所数 64か所（年度当初 48か所） 1か所あたり基本予算額 10,575千円 ※他に加算あり（通年ベース）	2,089,668千円 301か所（年度末285か所）うち充実型28か所 6,422千円 ※他に加算あり	1,141,608千円 大規模：5,430千円 標準：4,512千円 小規模：2,582千円 } ※他に加算あり

放課後児童健全育成事業 補助金の比較(平成20年度)

(円)

	国 (補助率1/3)		横浜市	
事業費	開設日数 250日以上	平均児童数 10～19人	990,000	2,582,000
		平均児童数 20～35人	1,612,000	4,511,500
		平均児童数 35～70人	2,408,000	5,430,000
		平均児童数 71人～ (注1)	3,204,000	
	開設日数 200～249 日 (注2)	平均児童数 10～19人	0	2,174,500
		平均児童数 20～35人	1,611,000	3,793,000
		平均児童数 35～70人	1,611,000	4,616,000
		平均児童数 71人～	1,611,000	
その他	/		保護者負担減免 (非課税世帯1人あたり)	2,500/月
			施設賃借料補助 (1クラブあたり月12万上限)	120,000/月
			産前産後休暇に伴うアルバイト 経費	467,000

※(注1)(注)については、国の補助は平成21年度まで

平成20年9月18日

保育園を考える親の会

代表 普光院 亜紀

## 「基本的考え方」と具体的な制度について

資料：

会員アンケート「認可保育園の直接契約化について」

会員メーリングリスト「もしも入園申請を役所にできなくなったら」

### 1 財源確保が絶対的な前提

「基本的な考え方」にあるとおり、保育の量の拡大と質の向上をめざすのであれば、どのようなしくみの下でも、ダイナミックな財源確保は、絶対的に必要であり、それを不可欠の前提としていただきたいと思います。また、地方財政への配慮も重要と考えます。(公立保育所運営費一般財源化の影響を検証)

### 2 どのような制度のもとで保育の質確保のしくみは堅固に

保育の制度を考えるにあたり、自分で自分を守れない乳幼児の保育は、「情報の非対称性」の大きさ、育ちへのデリケートな影響に配慮して、質確保のしくみをまず整えるべきで、そのためには、次の3つが不可欠と考えます。

<必要なしくみ>

**A 最低基準** 自治体の財政状況や首長の方針で、子どもの発達ニーズを顧みることなく切り下げられることのないよう、国が最低ラインを引いておくべき。

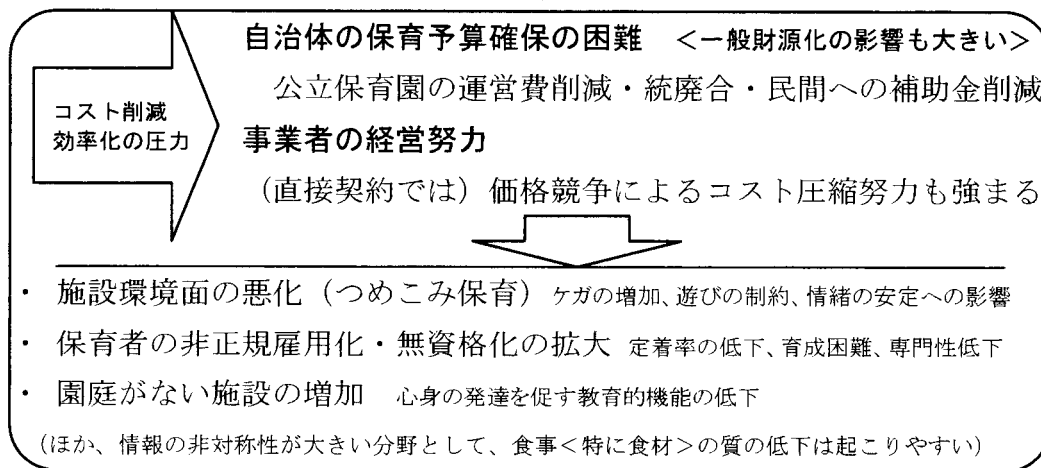
**B 公費投入** 事業者のイコールフットリングよりも、子どもにとってのイコールフットリングの視点を。

**C 行政の関与・評価・情報開示** 子どもの権利の擁護、公費の使途の追跡、「情報の非対称性」の軽減のために、これらのしくみを適正化し、強化することが必要。

### 3 どのような制度のもとでも、国の最低基準は子どものための防護壁

苦しい台所事情のもとでは、実態は最低基準にはり付く傾向あります。基準の切り上げが望まれます。一般財源化の影響もあり、自治体は「下げ圧力」の中にあり、国は最低ラインを引き、歯止めをかける必要があると思います。

<現状はむしろ規制強化が求められる局面に入っているのではないかと？>



事例) 自治体の財政難から統廃合になった公立保育所。定員は130人にふやさず、超過受け入れで160人が在籍。統廃合後に、待機児が発生し、今後は遊戯室も保育室にされる予定。すでに過密のため、ケンカやケガがふえ、子どもは安定して過ごすことができない。保育士の3分の2は非常勤。このうえ、国の最低基準がなくなったら、保育はさらに崩壊すると現場は訴えている。誰が子どもを守るのか、考える必要がある。

### 4 保育料への配慮は、重要で影響力の大きい子育て支援

[応能負担]

子どもの平等を考えると、家庭の所得にかかわらず、一定水準の保育を受けられる現行制度の恩恵は大きいと思います。これを、応能負担の自由価格にした場合、家庭の経済状況によって、子どもの受けられる保育の質に格差が生まれることは確実であり、これは「低所得者への補助」だけでは、修正することはできません。

また、大きな層をなす中間層に、現在の認証保育所並みの負担を求めるような制度にした場合、少子化に拍車がかかる可能性があります。国がこのような制度を設けた場合、自治体では、住民の要望により、差額の部分を独自に補填

せざるをえなくなり、その結果、保育にかけられる予算がさらに厳しくなる恐れもあります。ちなみに、2005年、渋谷区では、23区の標準よりも、最高階層の保育料を値上げし、中間層の保育料を低く（約半額）しましたが、住民の実態をとらえた設定ではないかと思われまます。

#### [価格競争]

待機児が解消すると、保育料が自由設定である場合、保育料の価格競争が激しくなると想像されます。それによって、事業者が過大な経営努力が迫られ、「外からは見えにくい子どもの環境にかかわる部分にしわ寄せがいく」状態は避けなくてはなりません。これは、最低基準、指導監査・評価・情報開示の徹底によって、ある程度防ぐことができますが、現行制度よりも精密にする必要があると思います。

### 5 「すべての子ども」と「それぞれの必要性」（公費投入の範囲）

「すべての子どもへの包括的支援」は重要なキーワードだと思います。ただし、家庭により、子どもにより、必要とする支援は異なります。就労家庭には、安心できる長時間保育が提供されることがどうしても必要です。

#### [保育に欠ける要件と入園手続き]

認可保育所入園の「保育に欠ける」要件を見直すという提案がありますが、就労家庭（パートタイマーや求職中も含む）の待機児でさえ吸収されていない今、就労家庭の当事者たちは不安を感じています。今年は、会の中にも、比較的優先順位の高い「育児休業明け社員」も、認可に入園できない状況も見られ、早急な待機児対策が望まれています。

また、会員アンケートや会員メーリングリストで論じられているように、就労家庭にとって、役所で認可保育所の入園申請をできることが負担の軽減や安心感につながっていること、待機児がある状況の中では、個々に入園の権利を獲得するために奔走することは耐えがたいという意見があることにも、注目していただきたいと思います。

#### [本当に必要な子どもが入園できない逆選択の防止]

直接契約下では、逆選択が起こりうることは、規制改革会議も認めるところ

ですが、公立保育所が受け皿になればいいという意見（同会議中間とりまとめ）には疑問があります。公立保育所が民営化されている現状、一般財源化等により公立保育所のほうが保育士の非常勤化が激しく進んでいる現状等はどうするのか、また、さまざまな子どもを地域で統合的に育てていくという視点からも、矛盾があります。逆選択が起こらない直接契約は可能なのか、施設に受諾義務を課したり、入園事務に行政が介入するなどの提案も聞かれますが、慎重な検討が必要と考えます。

#### [就労家庭以外の子育て支援]

保育所保育指針の改定を待つまでもなく、公・民の認可保育所は地域の子育て支援に乗り出してきていますが、地域のその他の子育て支援も含め、このような地域に根付いた子育て支援を大切に育てる制度であってほしいと願います。

子育て支援の内容は、一時保育のような市場サービス化できるものもありますが、体験保育、相談・助言、保護者同士の交流など、気軽にふらりと利用できることが必要なものもあります。さらに、自発的にはこない保護者を支援にとりこんでいこうとする模索があることも念頭に置く必要があると思います。

## 6 公費の適切な流れ

#### [利用施設やサービスについての基準]

公費を投入するためには、それだけの公共性を有する目的が必要であり、その目的（子どもの福祉、子育て支援）を実現する条件をそなえた施設・サービスを対象としなくてはならないことは言うまでもありません。利用者補助の制度であっても、利用範囲を、妥当な最低基準を満たした施設やサービスを対象にする規定は必要であり、それを欠けば、2で述べた保育の質確保のしくみは崩れ、また国民の血税が投入される先が、無制限に広がってしまう恐れもあります。

また、単に子育て家庭に流れるお金を平等にするという考え方では、それぞれの状況に合わせた支援にならず、これもバラマキに終わる恐れがあります。

公費を投入する範囲については、財源確保を前提にし、事業者の声によるのではなく、子どもや家庭の状況をとらえ、優先度の高いものから対象にしていくべきと考えます。方向性の違うさまざまな思惑を総合するだけでは「実現不可能な大風呂敷」になってしまう恐れがあると思います。



[公費を子どもに届かせるためのしくみ]

投入された公費が、真に目的のために使われるようにするためのしくみは、どのように構築できるのか、営利は許されるのか、慎重に考える必要があります。「ちびっこ園事件」(2001年)\*のような「野蛮な営利」はもちろんのこと、株式会社等が、子どものニーズよりも株主のニーズを優先させてしまわないように、何らかの枠組みが必要ではないでしょうか。最低基準等のみで足りるでしょうか。会計監査を励行し、余剰金の処理について、なんらかの規制・指導を行っていく必要があるのではないのでしょうか。

特に、保育士を育成するための雇用の継続性、雇用形態などに大きな影響を与える人件費は、妥当な水準で確保させるようにする必要があります。

\*認可外のチェーン展開する株式会社のベビーホテルで起こった死亡事故。ベビーベッドに0歳児を2人寝かせていたところ、折り重なって1人が窒息。同社は、各店舗に、満員でも「お客様」は断ってはならない、人件費率を総収入の31%未満に抑えるなどの指導をし、店舗ごとに売上を競わせていた。その営利追求姿勢が事故の遠因になったと言われる。この事故までに、同チェーンでは20件もの死亡事故が発生していた。

[自治体への規制]

財政のひっ迫する自治体では、すでに述べたようなダイナミックなコスト削減が行われる場合があります。それが、子ども的人格や発達ニーズを無視する保育施策になってしまわないように歯止めをかける必要があります。国が最低ラインの基準を設けるとともに、その費用の補助によって担保していく現行制度のしくみには、合理性があると思われる。

## 7 行政の関与・評価・情報開示

[行政の関与]

児童福祉法 24 条の市町村の責任は、明確にしておく必要があると考えます。逆選択の防止や不適切な事業への指導などの行政の介入は必要です。現行制度で各都道府県が実施している認可への指導監査、認可外への指導監督については、調査項目を適切な内容にした上で、結果を公表することも必要と考えます。

[評価]

現行の第三者評価制度の問題点については、前回は資料を提出しましたが、

特に、評価機関は施設をクライアントとして扱っており、利用者（子ども）の権利重視の評価をするインセンティブが働いていないことに、問題があると考えます。また、指導監査と役割分担をし、内容を保育内容面に特化するなどして、受審料を低く抑え、普及を図る必要があります。

#### [情報開示]

情報開示は、施設のPRとは別物であることを、明確にする必要があります。施設内容や経営を客観的にチェックできる項目を義務化し、子ども一人当たり  
の園庭・保育室面積、配置人材の詳細（人数、資格、正規・非正規などの雇用形態）、保育課程、指導監査結果、かかるお金に関することなど、定型の書式で開示することにより、「情報の非対称性」を軽減できると思います。

## 8 ワーク・ライフ・バランス

多様な働き方を支える保育は必要ですが、働き方の是正は同時に、非常に重要だと考えます。

医療関係・サービス業などの夜勤や休日勤務など、時間が変則的な働き方は、日中勤務者と同様のサポートが受けられる必要があると思います。一方、残業などの長時間労働については、社会全体の長時間労働の風土を修正し、抑制していくことが必要であることは、すでに各方面で指摘されています。

保育のしくみを考えるとき、支援の度合いにおいて、この両者（変則勤務と残業等）は、区別される必要があるかもしれません。また、子どもの生活として見た場合、日中の活動（特に幼児の場合は集団活動）を保障するという視点も必要になります。「働き方の多様化への対応」という言葉は、少しデリケートに使われるべき局面になっていると思われる。

## 9 その他

#### [放課後児童クラブ]

今回は、意見をまとめる時間がありませんでしたが、放課後児童クラブの整備も急務になっています。ある政令指定都市では、独自に行う全児童放課後事業（放課後の遊び場事業）があることを理由に、国の放課後児童クラブの事業を実施しない方向になり、このために社会福祉法人が運営する放課後児童クラ

ブが廃止に追い込まれようとしています（補助金がもらえないため）。地域から求められている事業をむざむざ廃止にする、このような自治体の施策も「地方分権」ではまかり通るということでしょうか。

就労家庭の子どもは、低学年ほど、放課後に養護的な環境を必要としており、その条件を満たす放課後事業であってほしいと願っています。

[最後に：認可保育所の希少性について] （きわめて個人的見解）

認可保育所は、経済的階層をこえて、障害児も健常児も、さまざまな困難をかかえる家庭も包含される統合的環境となっています。そして、子どもにとっても、保護者にとっても、このような環境の中で、相互理解を広げていくことが、豊かな価値観を育むことにもつながっているように見えます。

コミュニティ（共同体）が福祉に貢献することが期待されていますが、そのために必要な「共生」の価値観を育む場として、現在の認可保育園は貴重な環境なのではないでしょうか。

すでに、このような価値観が失われ、保護者が純粋な「お客様」になってしまっている施設もありますが、親同士が子どもの育つ場を意識の上で共有できないことが、さまざまな問題を引き起こしつつあるように見えます。

以上

「保育園を考える親の会」2008 年会員アンケート  
「認可保育園の直接契約化について」の結果

\*「つうしん 126」に規制改革会議「中間とりまとめ」の解説記事を掲載。同号に同封したアンケート。

「認可保育園の直接契約化について、あなたは賛成ですか？ 反対ですか？」

どちらかという賛成	8 人 ( 8.5%)
どちらかという反対	66 人 (70.2%)
わからない	17 人 (18.1%)
無回答	3 人 ( 3.2%)
回収合計	94 人 (100%)

★「どちらかという賛成」という方のご意見

○自治体への申し込み(現行)であっても、実際に通える園は限られており、本当に通わせたい園へ直接申し込む方が、選考時の“ブラックボックス” 感は軽減 される気がする。ただし、これは自分の利用してくれる園が、公正に選考してくれるであろうという信頼のもとに成り立つ推測(希望)。入りたい園の選考基準 が信用できず、入園のために自宅から通える範囲を越えて走り回らなくてはならないようになるのであれば、すべてが根本的に間違っているとしか思えない。

○そもそも公務員に市民を選考する権限など与えたつもりはない。公務員による選考基準では、離婚や虐待など子どもを不幸にする保護者ほど優先順位があがる馬鹿げた仕組みになっており、広義には児童への福祉に反する。教育委員会の人事選考でも報道されている通り公務員による選考にはコネや口利きが絶えない待機児童の多い環境において保育所への入所に保護者の努力が可能となる。

○少しでも入れるチャンスが増えるなら大賛成！

○競争が質を向上させると思うため。

○認可園すべてが同じというより様々な形があっても良いのでは？と思います。

○記事(注:機関紙「つうしん」の記事)は様々な要素が入っているのに、なぜアンケートでは「認可園の直接契約化」だけについて聞くのでしょうか？この設問からだけの集計を政府、自治体、メディアに出るのは、会員として良いとは思いません。

★「どちらかという反対」という方のご意見

○現行では市町村が間に入るため、利用者のニーズが園に伝わりにくいように思うが、所得軽減や福祉的ニーズへの対応は、現行の方が安心。直接契約になると 所得の低い人、シングルマザー、子育て支援を必要としている人など、本当に支援を必要としている人が使えない可能性があるように思います。また、中山間地など、人口が少ない所では、撤退の動きが出て、より過疎化が進むのではないのでしょうか。

○直接契約だと、園に入りたがっている人が多いので親は園を選ぶ事はできない。保育園側が面倒な子(家庭)を入れず、都合の良い、園長が好む家庭の子を入れようと思えば出来るようになる。母子家庭、障害者の家庭、長時間保育を必要とする家庭など、本当に困っている家庭が入れなくなるのではと気にかかる。

○保育を要する子供の保育園利用については、その機会が平等にあるべきだと思うので(直接契約化によって、その平等性が損なわれてしまうのではないか、という心配があります。杞憂に終わるのならよいのですが)

○施設が子供を選んだり拒否したりするなどあってはならないと思う事が状況として発生する可能性は

避けるべき。

○平等に入れるか、が問題。園長や職員の好き嫌いで入園できなくなるということが起こるのではないか？手のかかる子(障害のあるお子さん)等敬遠されるのでは？

○直接契約では、私立園は経営上、手のかからない子供や延長保育を利用しない子供を選択するようになると思う。今は、家庭の必要度に応じて、入園できる順位がついているが、コネや園長の好みで、入園できる子供が選ばれるようになると思う。

○自治体で一括の方が手続きも楽だし、各園ごとだとクローズの部分も出てきて不公平が生じる可能性が心配なので。

○園が面接などすると、好き嫌いで選ばれたり、落とされたりすることが起きるかもしれないから。

○「不適切な関係」の温床になりそう…

○複数の保育所に申請しようとする申請に手間がかかること。措置に本来考慮されるべき点以外のところ(要素)が入ってきてしまうことが考えられ、その場合に本当に保育が必要な子が保育を受けられないというような可能性があること。

○個別に申し込みをしなればいけなくなると負担が大きい。小さい子供を連れて色々動き回るのは大変。また、入所の基準があいまいになるのではないかと心配。

○保育園が決まるまで、すごい労力が必要となりそう。お受験みたいです。(今でも多少、そう思う事もあり)何でも競争みたいで、ゆっくり(気分的に)子育てしたいです

○入所のために東奔西走しなければならないのは、その時間がない者にとって大きな負担であり、不公平、ナンセンス。

○直接契約になった場合、入所基準、決定などについて、公平が保たれるかどうか疑問に思う。

○平等ではなくなるのでは…

○コネが働いてしまう。入園の基準が曖昧になる恐れあり。

○入園基準が園によって異なるようになるのは非常に不安。

○待機児がいる地区ですので、公平に入所要件の判断を下すところが必要。わざわざ何園も“交渉する”のは大変。(“見学”はもちろん何件でも出かけますが)

○介護保険で、実際に大変な思いをしているので、これをモデルにして同じようになっては困ります。

○格差が広がるため。

○保育の格差が広がる。公平性が保てない。弱者が落とされる恐れがある。

○あまりよい噂を聞かない。良いところはよいが、悪いところは悪くなる、という格差があると思う。

○女性の雇用条件が男性に比べて悪く、正規雇用を望んでも非正規で働かざるを得ない人もまだ多い。各自の負担で保育の質が選択できるシステムは豊かな人には有利だが、簡単に「安かろう悪かろう」の園も産んでしまうと思う。「福祉」の視点を守ってほしい。

○結局、富裕層が良い思いをして、社会的弱者がますます排除されていくのでは？という危機感があります。また、園と親との力関係も変化して「共に育てていく」という協力関係が崩れてしまうのでは？とも危惧しています。

○私は、いつでも誰でも(お金があっても、なくても)入れる保育園を望んでいます。それに逆行しています。

○直接契約のベースになっているメリット(お上の方から見た)が絵に描いた餅で、結局現状の改悪になる嫌な予感が強い。福祉、保育は社会全体の方向と別にはならない。今の社会の方向は弱者切り捨て、効率優先だから…

○良い保育園を選ぶのに、時間や労力をあまり、使えそうにないことと入園の基準が曖昧になりそうなので。また補助金などと違い、保育料やバウチャーで得たお金がどう使われるか分からないのも、保育士の待遇が悪くなり、定着率が下がるなどの不安がある。

○・公正な入所選考をしてくれればよいのですが不安

・保育料の問題

・保育士の質の低下の懸念

○直接契約する保育園があってもいいとは思いますが、保育の質を片寄せない(例えば早期教育、習い事などの)ためには、今のやり方で良いと思う。選択できるほど保育所の数が増えるとは思えない。

○現状、都市部では待機児が多く、親が保育園を「選ぶ」ことが実質的に機能していない需要バランスの下で直接契約制にしても、親にも子にもプラスになると考えられない。

○サービス向上の効果よりも副作用の方が強く出ると思います。そして、「利用者の視点に立ったサービス」と想定しているものが、子供の福祉向上とは、ずれているように感じます。

○保育事業を、完全に民営化させるのは弱い者へ(子供たち)ひずみとマイナス面と背負わせることになる気がする。

○コネ中心になってしまう事態、過度の競争をまねく事態、などを懸念します。

○せっぱつまって必要としている親にとって、サービスをちらつかせて直接契約をする形態は、私が知っている暖かい保育支援とは異質に感じる。きれいごとと言われても、この分野でのサービスを親が選ぶ方式は好ましくないと思う。

○“保育サービス”の基礎部分は“公”で賄うべき部分、地域を違えても同じサービスが受けられ“ナショナルミニマム”を目指すべきと考えます。直接契約化の動きは、結局のところ 歳費を削ること=公の金をかけないこと と 自己責任、自己決定の流れに乗っかることになるので少々危惧を覚えます。

○なぜ、今それをしなければならないのか、私たち保育園に子供を預けている親子にとってのメリットを全く感じられない。児童法が精神がまだ実現されていないのに、そんな事をして何になるのかすごく疑問。

○反対につきる！ 子供側から園の対応の良し悪しを聞けないし(まだ小さすぎて)、福祉に市場主義(直接契約=公平性がなくなると考えているので)を持ち込むことはマイナスになることはあってもプラスにはならないと思うから。

○市場化の一環だから。入園の透明性がなくなるから。

○①営利部分:処分が自由になれば、支出を減らす方向に。遊具やおもちゃ、折り紙から遠足の回数まで影響が出そう。②保育料:低所得者はどうなるのか、少子化に拍車? ③ ①に関連して:評判を気にしてマイナス面を隠そうとするようになる。

○乳幼児の子育てを安心して保育園に任せて仕事に行けるようにするためには、利用者(というか、親)ニーズ迎合よりも子供の福祉を優先する観点から制度を整えていかなくてはならないと思う。直接契約制は入園時の利便性だけで、その後の子供の福祉という点まで保障していないのではないか。質の後退を懸念する。

○子供の育ちより親の都合の優先度が高まってしまうのが心配。

○規制緩和、一般財源化、産業化と同時進行する直接契約化には、賛成できない。子どもの発達ニーズから必要なことを先におさえ、その上に制度を築くべき。また、保育の福祉的ニーズが拡大している現状において、直接契約はむしろ子どもの福祉を後退させるリスクが大きい。

○モンスターペアレントが増えている中、園と直接にするとトラブルが増えそう。園は園の方針などで、親を選びそう。益々園に入る事ができなくなりそう。幼稚園みたい…

○・直接契約=消費意識が強くなる=保育・福祉ではなく「サービスを受ける」という感覚に親がなる=モンスター親化が進む。

・なんか事故がおきても直接契約=自己責任=区、都など行政責任はどこに???今でも責任をとりたがらないのに、益々ひどくなる。

○ただでさえ、「お金を払っているんだから当然」という感覚の人が増えている。実際には福祉はお金以上の措置をしてくれているのだが、直接契約になれば、本当に金次第、子供にもそれが伝わって肩身の狭い思いをするのは嫌です。行政側も、責任感が薄れていくことになりかねないと思います。介護の世界を見れば、営利と福祉は両立し難いことがわかります。

○保育サービスが競争やお金もうけになっていってしまうのではないかと心配です。娘の園は民営化さ

れた後「先生方が笑顔で挨拶してくれる」「お迎えがギリギリだったり、ちょっと遅れても怒られなくなった」と好評です。延長保育が気軽に受けられるのも利点のようですが、利便性ばかり目立ち、肝心の保育の質はギモンです。先生方も年間 10 人近く退職して入れ替わりが激しいです。子供のケガや病気に気付けるベテランがほとんどおらず、38 度以上の熱があっても気づかれない事が年に 3 回もありました。これ以上子供達に負担を強いるのは気の毒です。

○私の地域の私立認可園はほとんどが、園との直接契約ができるようになってきている。よって働いていなくても、園が認めれば入園させてもらえる。下に兄弟ができて、幼すぎて働きにくい場合、直接契約で入園できる為、助かる。が、すべてが直接契約となると、入園の基準があいまいになり、不公平が出てくると思う。前の私立園では、直接契約の園児が多いように感じた。役所では直接契約の園児の名簿は把握していないようだし、どういう扱いになっているのか疑問です。ある園では役所の検査がある日に、子供の靴を靴箱から出し隠して、子供も隠して、人数をごまかしていたようだし、直接契約の園児の人数すら、役所は知らないのでは？(確認した事がないので分かりませんが)こういう事からも園の直接契約ですべての園児が管理されれば、益々、グレーな部分が増加してしまう気がします。

○行政が保育ニーズの実情をキャッチできなくなるのではないかと？ 待機児童の分布なども把握できなくなるのではないかと？ 保育の差により金額が設定され、平等な保育が保障されなくなる不安がある。行政から直接契約のメリットについて、説明をきいてみたい。

○各保育園にお金のからむことまでさせるのは負担だと思うので。現状でも保育料の未納は少なくないようなので、集金は大変だと思います。認可保育所は営利を目的としないで運営していただきたい。

○保育園自体、そういう対応をしていくのは難しい。園には、保育をする人手で目一杯で、事務的な事までは対応しきれない。公立園は、それほど差がない(保育内容など)ので、現行の方法で十分。公平に入園する為にも、直接は難しい。(障害児など)ピンボー一人は入所できない？ 公平性を保つ為には、窓口は 1ヶ所の方が良いと思う。

○私は保育士なので受ける側になりますが、公的な機関が間に入っているからこそ大きなトラブルにならずいられると思う。幼稚園と違い利用目的や保育料の違いが生じるので入所の可否に対して様々な感情が沸くと思う。又、私達は、これまで‘保育’が業務であったが、どうなってしまうのかと不安である。例えば保育料の未納が起きた時は？ 一番振り回されるのは、子供になってしまうと思う。保育買うものではない。現状を不公平と盛んに言っているが、直接入所になったら、それこそ公平性を保つことはできないのでは…。今は育児困難な要支援の家庭が緊急で入園して来たりしますが、そういう子は、全て公立へ？ 家が遠くても何でも公立へ？ 大人の思惑で子どもが振り回されることになりかねず、本当に不安です。

○保育園に直接申し込み出来る事がいいことなのか？ わかりません。

○普光院さんの解説(注:機関紙「つうしん」の記事)を読んで気になる点や心配な点がいくつもあったので安易な規則改革はやめて慎重に議論しながら決めていって欲しいと思いました。

---

「わからない」という方のご意見

---

○育児(保育)をビジネスライクにどうしてもわりきれない。

○うちの園は寺で正直なところ、市ではなく園長のコネで入所している人達があります。人気園のため、倍率はかなり高くなるため、もし、直接契約となれば、様々な「条件」をつけて家庭を選別することが予想されます。そうしたら、必要な家庭ではなく、熱心な親の家庭が入園することでしょう。そういう園もありかとは 思います、(言わば、私立幼稚園のお受験と同じ)必要な家庭の受け皿も確保することが前提ではないでしょうか。

○運用がどうなるか次第

○私立なので…。ただ、自由に物申せないカンジにはなりますねえー…

○普光院さんのコメントに「役所が家庭や子供の状況から公正な入所選考を行ってくれることを望んでいるとありましたが、その役所の選考自体が現時点では全くのブラックボックスで、必ずしもフェアに行われているわけではないのが現実です。「親の会」の方々はマジメな方ばかりでそのような人はいないと思いますが、私の知り合いでも複数の人が議員のコネや書類の改ざんなどで入所しましたし、私が落選した時には、なんとかコネを模索するようアドバイスしてくれた人もいました。役所は「個人情報保護法」を盾に入所選考に関する情報は一切開示してくれません。とは言え、直接契約方式を導入したからといってフェアな選考が行われるかといったらそういうわけでもないでしょうし…正直どちらが良いのかわかりません。

最近話題の新書「貧困国家アメリカ」を読み、アメリカで医療や福祉教育の現場で民営化が進んだために行っている悲惨な状況知り、やはり保育でも民営化は進めるべきではないのか、と感じました。しかし、もし、規制緩和が実施されていなければ、私の娘が通う認証保育所も存在しなかったわけで、そうすると私も泣く泣く仕事を諦めざるを得なかったのだ…と思うと「民営化反対」という立場には立てません。保育の質の低下を招かないよう自治体がしっかりと監視し、所得や家庭状況などに応じた保育料の設定は維持し、ハンデのある子供も必ず入所できるような制度であれば、民営化も仕方がないのか…と思ったり。あるいは、認可保育園の保育料の値上げを考えるべきかもしれません。認可に入れた一部のラッキーな人たちとそうでない人たちとの間の格差(保育料や受けられる保育の質の面で)があまりにも大きい。なんとかならないものかと悩みますが、我々団塊 Jr 世代がガマンすれば、あとは急速に少子化が進み、ニーズも減って保育園不足も解消されるかも思ったりもします。

○現在 2 才で園に通っているが、まだ当事者としての実感がわからないのでわからない。

○一人目が生まれた時は、入れる“確約”が欲しかった。ので直接契約が良かった。ほぼ、フルタイムで働いていれば、保育園に入れる環境なので(恵まれてます。)今は、区が一定基準で選別するのも合理的だと思います。

○4 人目の入園申請をしに区役所に行った時、「上の兄弟が入園しているから同じ保育園になるとは限らない」と言われてケンカしました。上の子は学童、中2人は私立保育園、4 人目が別の園では気力、体力共にもたないと言いました。保育園に申請なら、もう先生方も知っているし、そのような事は絶対ないと思います。ただ、1 人目の時の事を考えると、保育園も先生もわからない事だらけで、かえって、何処にも入園できないかもしれません。過ぎてしまった事なので、この制度に賛成か反対かと聞かれても、やはり、わかりません。

---

賛否には「無回答」だった方のご意見

---

○簡単には賛成とも反対とも答えられない。



「保育園を考える親の会」2008 年会員アンケート

「認可保育園の直接契約化について」の結果 <自由記述の概要>

\* 下線は特に多かった意見

---

<「どちらかという賛成」という方の意見>

新しいしくみへの期待、現行制度への不満

- 役所の選考でもコネが横行しているのでは？
- 入園に保護者の努力が可能な制度がよい
- サービスの多様化や競争に期待
- 直接契約のほうが供給をふやせるのではないかな？

---

<「どちらかという反対」という方の意見>

入園にかかわる不安

- 「逆選択への不安」より必要な子どもが入園できなくなるかな？
  - \* 障害児、困窮家庭、子育て不安家庭などの福祉的ニーズを切り捨ててはならない
- 「入園」選考を公正にできるか？
  - \* 必要度による選考のもとに就労家庭などの保育を保障する必要
- 入園のための手続きや努力の負担が増大するのでは？
  - \* 自治体が一括したほうが保護者の負担が少ない

保育の質にかかわる不安

- 子どもの平等が損なわれる、格差が拡大するのでは？（家庭が負担できる保育料により質の差が生まれる）
  - 競争によるコストの圧縮で保育士の定着率が悪くなり、質が低下するのでは？
  - 保育内容で選べるほど供給過剰にはならないのでは？
  - 保護者を意識した競争により、偏った保育（早期教育等）がふえるのでは？
  - 行政責任が小さくなり、何が起ころうとも保護者の自己責任になるのでは？

保護者と園の関係が変質することへの不安・園の事務が増大することへの懸念

- 消費者意識の助長により「ともに育てる」関係から遠ざかるのでは？
- 園の事務がふえることの悪影響があるのではないかな？

（以上、普光院による抽出）

「保育園を考える親の会」メーリングリストから(2008年5月)  
「もしも入園申請を役所にできなくなったら」

保育園を考える親の会のメーリングリストでは、いろんな話題が交換されています。「直接契約」についての制度論は、多くの保護者にとって難解ですが、ある日、こんなことが話題になりました。

○普光院からの質問

今日、育児雑誌から入園ノウハウについての取材を受けていて、ふと思ったのですが、もしも、認可保育園の制度が、直接契約になったら、入園申請は、結構たいへんかもしれませんね。

今は、認可保育園は市町村の事業で、入園の契約は保護者と市町村との間のものなので、入園申請も役所に行けば、複数の園に希望を出せて、希望と優先順位に応じて選考され、入園する園が決まります。

もしも、今、これが直接契約の制度になると、保護者は、自分で施設をめぐって、認可保育園も認証保育所もいっしょくたの中から、質やら保育料やら利便性やらを天秤にかけながら、園を選び、自分で、各園ごとに申請することになるのでは??

今のように、申請者の「保育に欠ける」度合いに応じた優先順位を細かく審査して入園を決めるなどということ、保育園自身ができることはできないので、どうなるのでしょうか。保護者は情報を集めて、ぬかりなく行動しないと、とんでもなくソンをすることもありそうです。

直接契約については、いろんな制度上のご意見もあると思いますが、そのことはあえて論じないとして、役所で入園申請ができなくなったら、どういうことになるのか、という点についてだけ、ご意見をお聞かせいただけるとうれしいです。

○Aさん：公平性が失われるのでは？

公平性が失われるのではないかと懸念します。本当に保育が必要な方であるかというよりも、その園の担当者とどういう関係であるかにより入園が決まってしまうような気がします。

○Bさん：保護者も園もたいへんでは？

ものぐさの私は、「複数の園にいちいち申請をしなくてはならない。めんどくさ!」というただ一点。

私は第7希望の園まで書いて申請しましたが、(結局第2希望の園に決まりました)それは一枚の申請書で園の名前だけ書けばいいからできたことです。7つの園に全部出すとなれば、書く手間ももちろんですが、就労証明を7つ出してもらわなければならない、会社に負担をかけます。

また、園の方でもそうです。現行でも「競争率10倍」という認可園はいくらでもあります。単純計算して、30名定員で10倍の競争率ということは、園は300名からの書類を受け付ける可能性もあるわけで、就労の確認などをいちいちとりながら選考していくのは、膨大な事務作業になるはずですよ。

介護保険の「ショートステイ」サービスの場合、多くの施設が利用希望月の2か月前の月はじめの一日に一括で予約をとるのですが、予約がとれないことも考え、実際に申請作業にあたるケアマネさんは複数の施設に申込みをせねばならずとても大変だという話を聞いたことがあります。

す。これを保育園に置き換えると、膨大な申請を受け付けて、ようやく入園人数を確定したのに、ふたを開けてみたら辞退者続出で再募集が必要になる… といった事態も完全に否定することはできません。

#### 〇〇さん：中学受験並みのたいへんさ？

申請は一つで順位をつけるか、複数申請が可能かによって、様子は様変わりすると思います。前者なら、手間は変わらず、ただ、認証を滑り止めにするのは困難になるため、順位の選択は今より大変になると思います。後者なら、それぞれの所で優位な人は合格をいくつも勝ち取り、キャンセルされた方の分の繰り上げがあり、またそれによりキャンセルされた方の…というのが何サイクルか続くため、現場は大変そうですね。（そんな事務量があるなら、子どものために使って欲しい！）

また、締め切りや発表や申し込み期限を一律にするのか、それぞれに任せるのかで随分様子も変わるので、綿密な計画が必要ですね。もしも、それぞれに任せるなんて事になったら、それこそ中学受験並（結構大変！）と感じました。日々の出願情報をホームページで公開していただかなくては！

#### 〇〇さん：ぬかりなく行動できる者に利益

結論からいうとあまり手間は変わらないように思います。

私の場合は徒歩でいける範囲が2園しかなかったので、2園とも見学に行きました。その際に、申請書類をもらってきたり、申請書類を提出すればよだけのことではないでしょうか？ 書類だけなら郵送でも受け付けるようにすれば、何度も足を運ぶ必要はなくなります。行政区域が広いところでは、最寄の保育所に直接申し込むほうが簡単というケースも多いのでは？

手続き上の混乱を避けるために、次のようなことは予め配慮があって欲しいです。

##### ・申請時期の統一

一定の統一期間を設けるように申し合わせがあればよいと思います。複数園に申し込んで、複数で合格になって辞退者が続出したり、逆にどこにも合格にならなかったりという悲劇を避けるために、申請時期を1期、2期ぐらいに分けてもいいかもしれません。

##### ・申請書類の統一

統一申請書式や統一契約書を。業界団体で標準契約書を作成することで悪徳業者を排除し、業界の信頼を守るといのはどの業界でも行なわれています

##### ・申請書の福祉事務所での一括配布と郵送での受付

福祉事務所でなく社協でもいいのですが、どこかで一括で各保育所の申請書類や案内書類を扱ってもらえると便利です。私立幼稚園では安易な申請を排除するために申請書の持参が義務付けられているところが多いですが、保育所の場合は働く保護者に配慮して郵送を受け付けてもらえたら助かります

##### ・倍率の公表

本市では福祉事務所での保育所に何人申し込んでいるかがわかるようになっていきます。それで倍率とにらめっこしながら、どの保育所を第1希望にするか皆さん悩んで決めています。直接申し込みで倍率が分からなくなると、人気の保育所だけが極端に倍率が高くなって他が定員割れということもありえるので、倍率の公表の義務付けはしないといけないと思います。

その他、年度途中での欠員状況なども公開を義務付け、不公平のないようにすることは法制上

可能だと思います。

自治体が子どもの保育欠ける優先度を定める権限を持つ現行制度は、保護者がいくら情報を集めて、ぬかりなく行動しても、とんでもなくソンをすることもある制度ですから、情報収集やぬかりなく行動する保護者にとっては直接契約のほうがソンになるということはないと思います。

#### OEさん：その条件を満たすのは現行制度…

義母が介護保険の対象となり、ほぼ5年になります。介護保険は自治体により保険料はもちろん運用も異なりますから、あくまでも私の区とその隣接区程度の現状ですが、Dさんが書かれている上記の内容は、どれ一つとして介護保険では実現されていません。

ショートステイの申請時期の違いに苦勞し、申請書類のみならず、医師の診断書の内容の違いに苦勞し、それぞれの施設に提出しなければならず、(書類をもらうのさえ、ケアマネのみ可と予約は家族も可で正式書類はケアマネと、これまたいろいろ)そこまでしたのになぜ今回は落とされたのかわからずに落胆し、という経験をもつ私には、この条件がすべて満たされるというのは、結局、現行制度ではないのかと思ってしまいました。

#### OFさん：本当に保育が必要な家庭が入園できるように

直接入所契約になれば、「保育に欠ける」という要件を満たせば、認可園は入所者を選べるわけで、同時に他の認可園との同時申請でキャンセルが多くなり「定員空き」になってしまうという事態は避けたいと考えます。

この条件と似ているのは、人気のある幼稚園、幼稚園の定員が足らなくなっている地域の幼稚園ではないでしょうか？ そのような状況でよく聞くのは「先着順で入園を決めるので、申請日の前夜から親が徹夜で並ぶ」「兄弟が入園していたなどのコネで入園が決定される」などということです。僕の住んでいる市では、幼稚園が徹夜で並ぶことを禁止していて、「近所の迷惑になるので朝から並んでください」という園側の要請をまともに聞いていたら、掟破りの親が多数で、入園できなかったという悲劇もあったと聞いています。

直接入所になれば、園側だって入所家庭を選べるわけで、「第一希望の家庭を入所させたい」「安心できる家庭を優先したい」と思うのは当然のことだと思います。考えすぎかもしれませんが、第二志望・第三志望以降で入所した家庭を無意識に差別するということもありえないことではないと考えてしまいます。

すでに入所申請受付は保育園でもできるという建前（現実には進んでいないかもしれませんが）があるわけですから、直接入所になれば手続きが簡単になるとは僕は思えません。

そして、なにより（あらゆる意味で）必要度の高い家庭の子どもが優先されなくなってしまうという危険性を心配してしまいます。

#### OGさん：直接契約の入園、体験しました

Fさんが書かれていたようないわゆる人気幼稚園の申請。私の地域では何年も前からそうです。夫も仕事を休んでもしくは仕事の帰りから並ぶそうです。つい最近聞いたのは2日ほど並ぶとか、申請書を手に入れた者だけが入園だそうなのですが、逆に定員割れしている幼稚園もあります。

「直接契約」実は2度経験しましたが、嫌な思いばかりが先に思い出されます。1度目は私立認可園での直接契約（自由契約）で、2度目は家庭保育室（認可外）です。

とにかく子どものことよりも、親の勤務状況や収入額を真っ先に質問され、保育料金のお話が

メインだったのです。それと契約期間の問題。入園しても2・3か月で転園されては困る、特に0-2歳の時代はわが子の入園のために、保育士を増員するんだから…と言われました。

直接契約が当たり前になってしまったら、園側の審査も大変でしょうけど、不正入園のような状態もたくさん出るでしょう。そして学校給食未払いみたいに、料金支払いの念書や保証人を立てるとか、子どもの生活の前に「お金」になるでしょうね。

#### OHさん：保育の質を入園前から見抜くのは難しい

もし、直接申し込むようになったら、情報をたくさん集めたり、入園のために時間とエネルギーをたくさん掛けられる人が有利になるのでは、と思います。これは、働く親にとってはかなりの負担。

どういう保育園が良いかは、入ってみてしばらく経たないと分からないし、逆に、過去に保育園とトラブルを起こしたような人が「あそこはひどい」と情報を流せば、良い保育園なのに敬遠されてしまうかもしれません。選ぶときに、親の利便性を重視されるような気がするし。

私の通っていた保育園は、駅から少し遠いので年度途中でも比較的入りやすかったのですが、駅前のマンションに住んでいるのに、わざわざ自転車で10分のその園に通わせ、結局そのまま二人を卒園させる人もいます。たぶん、最初は空きが出たら駅前の保育園に移ろう、と思っていたかもしれませんが、通ううちに気に入って、そこがベストの保育園になったんだと思います。本当に良い保育園って、ひと目で見抜くのは難しく、時間が経つにつれて「じわっと」良さがにじみ出てくるようなものじゃないでしょうか。

たとえ基準があっても、受け入れる保育園が直接入園者を選別するようになると、保育園にとって都合の良い親子が選ばれてしまうと思うし、申請受付と審査という業務が通常の保育の妨げになるのでは、とも感じます。

#### OIさん：乳児をかかえて大混乱？

もしも入園申請を役所でできなくなったら、という話を保護者の会合で話したら、なんだか、入学試験と同じくらいの大変さになるね、というため息が出ました。

数園に願書を書いて、提出して、結果を確認して、どこに行くか決めるということになるのですよね。しかも、全部落ちる人、全部受かる人などさまざまで、いずれにしてもその数ヶ月は近所を走り回らなくてはならず、しかも乳児を抱えていて、復職の準備もあるわけで、考えるだけでもぞっとします。

実質的には選択できるだけの数が用意されていないわけですので、またもや市場化のための策の1つに保護者が翻弄される、という図式ではないでしょうか。

それから、私立認可園内で、子ども数人がけがをした場所があり、危険だと話した保護者が、園長から「嫌なら他の園に行けばいい」と言われたケースを聞いています。結局、その方はいろいろやりあった末に転園しました。各園との契約になれば、園が契約解除をかざすことが増えるだろうことは言わずもがなでしょう。

(以上、「保育園を考える親の会」会員メーリングリスト 5月28日-6月2日より抜粋)

## 学童保育の現状と課題、私たちの願い

全国学童保育連絡協議会  
事務局次長 真田 祐

### 1 学童保育（放課後児童クラブ）とはどんな施設か

#### ・学童保育の目的・役割

学童保育は、「共働き・一人親の小学生の放課後（土曜日・春・夏・冬休み等の学校休業中は一日）の生活を継続的に保障すること」「そのことを通して親の働く権利と家族の生活を守る」という役割をもっています。

#### ・働く親を持つ小学生の家庭に代わる「毎日の生活の場」→ 【資料1】（【資料2】

- 「ただいま！」「おかえり！」で始まる学童保育の生活（年間1650時間の生活）
- 安全で安心感のある生活（子ども同士、子どもと指導員の信頼関係がカギ）

#### ・子どもたち一人ひとりを大切にしなければ成り立たない施設

- 子どもたちは毎日、自然に学童保育に帰ってくるわけではない  
「親の願い」と「子どもの気持ち」

#### ・保護者と指導員がいっしょに子育てする施設

- 「家庭に代わる生活の場」をつくるには保護者と指導員の伝え合いがカギ  
「おたより」「連絡帳」「お迎え時の会話」「父母会・保護者会」「夜の電話」等
- 困難を抱えた家庭・子どもは少なくない（どの子どもも安心して生活できる施設に）
- 働きながら子育てしている保護者を支える
- 保護者と指導員の信頼関係が子どもを育て、安心感のある生活をつくる

### 2 学童保育の現状と課題（量的にも、質的にも問題がたくさんある）

#### ・学童保育を必要とする家庭は増加（共働き・一人親家庭の増加、放課後の安全確保）

#### ・まだまだ足りない学童保育 → 【資料3】【資料4】

#### ・条件整備もとても遅れている

- 特に、「施設（場所）」と「指導員」に関わる条件整備は最も重要な課題
- 施設設備の課題 → 【資料5】
- 指導員に関わる課題 → 【資料6】～【資料8】
- 障害児入所・開設時間・高学年・保育料の課題 → 【資料9】【資料10】

#### ・児童館や「全児童対策事業」に代えられない施設（学童保育の歴史、法制化の意義）

- 働く親の願いは「遊び場ではなく学童保育を」  
→ 【資料11】【資料12】

#### ・「放課後子どもプラン」は二つの事業それぞれを拡充して連携を図る

- もともと「一体化」はありえない → 【資料13】【資料14】

#### ・実態とかけはなれている国の補助単価 → 【資料7】【資料15】【資料16】

- 現在の補助単価は、指導員人件費を「非常勤」と「諸謝金」で計算

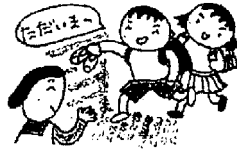
### 3 学童保育の量的・質的拡充に対する要望

(「10年間に利用児童を3倍に増やす」「質の高い学童保育の推進」のために)

- ① 子どもたちが毎日生活し、成長していく施設としての条件整備を図る  
→ 子どもと指導員、指導員と保護者の信頼関係の構築が要になる
- ② 施設と職員（指導員）の確保
  - ・社会資源の活用、学校施設利用促進のための教育委員会や学校との連携強化
  - ・指導員の公的資格制度を創設し、養成機関を整備し指導員の安定的な確保を図る（利用児童3倍化は、指導員も3倍の18万人の確保が必須）
  - ・常勤の指導員が配置できるよう国の補助単価の大幅な引き上げ
- ③ 設置・運営基準などを整備して、どの学童保育でも一定の水準を確保する
  - ・適正規模（生活単位は40人が限度）で整備（大規模施設の早急な解消）
  - ・「生活の場」にふさわしい施設の整備（社会資源の活用でも欠かせないものがある）
  - ・指導員の専任・常勤・複数配置
  - ・安全対策・補償制度の整備（例えば、日本スポーツ振興センター災害共済給付等）
- ④ 公的サービスとしての国と自治体の責任の明確化と仕組みづくり
  - ・国としての「設置・運営基準」「最低基準」の策定と財政措置（補助金継続）
  - ・指導員の公的資格制度の創設と養成機関の整備
  - ・市町村として、入所申し込みシステムの整備（入所基準、申し込み方法など）
  - ・補償制度の整備

# 資料1 学童保育の生活の流れ (例示)

## ふだんの日の生活 しあわせ学童保育の場合



10:30 (4月頃) 遊びの時間  
●1年生だけでさんぽに出かけたり

お休みタイム  
●子どもたちのようすによってお昼寝したりごろんと横になったり

遊びの時間  
●思い思いに過ごします

おやつ「いただきます」  
●誕生会や行事のときは特別メニュー

遊びの時間  
●相談してみんなで外で遊んだり…話し合いや行事の準備をすることも

a.m.  
10:30 1年生下校  
(4月頃)  
●給食が始まるまで、1年生は午前中に帰る方向ごとに集団下校  
学童保育の子どもたちは、いっしょに学校の先生が引率  
指導員が迎えに行くこともあります  
●連絡帳を出します

12:00 1年生お弁当  
●食後に指導員が本を読み聞かせたり…

p.m.  
1:30 給食を食べて上級生下校  
●4時間授業のとき1:30~2:00下校  
5時間授業のとき2:30ごろ下校  
1年生も給食が始まると午後の下校になります  
●連絡帳を出します  
●指導員は、「宿題ないの?」と声をかけます (宿題をいつ・どこでやるかは、それぞれの親子で相談を)

4:00 おやつ準備 (班ごとに当番)  
●手づくりのおやつときも

4:20 当番の子が後片づけ

5:45 片づけ・そうじ  
帰りの会

6:00 さようなら  
●連絡帳を受け取り同じ方向の子どもたちがいっしょに帰ります  
●お迎えの子も

7:00

## 夏休みの生活 (1日保育のとき) しあわせ学童保育の場合



a.m. 8:00~  
8:30 この時間帯に出席  
おはよう  
●連絡帳や冷蔵庫に入れておくお弁当を出します

9:00 学習の時間  
●プールに出かける子ども

9:45 遊びの時間  
●プールに出かける子ども  
●昼食づくりをする日も (じっくりとりくめる手しごとなどや外出、他の学童保育との交流なども)

12:00 昼食  
簡単にそうじ

p.m.  
1:00 静かに過ごす時間  
●本の読み聞かせのあと横になって体を休める  
●1・2年生はなるべく昼寝

遊びの時間

3:30 おやつ「いただきます」  
おやつ準備 (班ごとに当番)  
●手づくりのおやつや買来的なおやつときも

3:50 当番の子が後片づけ

遊びの時間  
●相談してみんなで遊んだり…

5:45 片づけ・そうじ  
帰りの会

6:00 さようなら  
●連絡帳を受け取り同じ方向の子どもたちがいっしょに帰ります  
●お迎えの子も

7:00

8:30 おはよう  
●連絡帳や冷蔵庫に入れておくお弁当を出します

9:00 学習の時間  
●プールに出かける子ども

9:45 遊びの時間  
●プールに出かける子ども  
●昼食づくりをする日も (じっくりとりくめる手しごとなどや外出、他の学童保育との交流なども)

12:00 昼食  
簡単にそうじ

p.m.  
1:00 静かに過ごす時間  
●本の読み聞かせのあと横になって体を休める  
●1・2年生はなるべく昼寝

遊びの時間

3:30 おやつ「いただきます」  
おやつ準備 (班ごとに当番)  
●手づくりのおやつや買来的なおやつときも

3:50 当番の子が後片づけ

遊びの時間  
●相談してみんなで遊んだり…

5:45 片づけ・そうじ  
帰りの会

6:00 さようなら  
●連絡帳を受け取り同じ方向の子どもたちがいっしょに帰ります  
●お迎えの子も

7:00



## 資料2 学童保育で過ごす生活時間は長い

### 小学校で過ごす時間よりも約510時間も多い(2007年調査)

共働き・一人親家庭の子どもたちは、平日の放課後、土曜日・夏休み等は、「家庭に代わる毎日の生活の場」としての学童保育で過ごしています。

保護者の帰宅時間が遅くなる傾向のなかで学童保育の開設時間が延びており、子どもたちが小学校で過ごす時間よりも、学童保育で過ごす時間が増えています。

放課後に子どもが被害に遭う痛ましい事件が相次ぐなかで、保護者のお迎えが増えるとともに、開設時間も延びています。

学年によって授業時間数は異なりますが、1年生～3年生の平均を取ると次のようになります。(2007年調査結果から)

#### ● 児童が学校にいる時間(1年生～3年生の平均) 年間約1140時間

平日は5時間授業が基本なので、在校時間は、8:30～14:30=6時間

学年ごとに授業時間が少しずつ異なることを考慮した。

$$\text{平日198日} \times 6 \text{時間} = 1188 \text{時間} + (-79-40+40) \div 3 = 1142 \text{時間}$$

$$\text{(1年生は週2日4時間授業)} \quad - 1 \text{時間} \times 79 \text{日} = -79 \text{時間}$$

$$\text{(2年生は週1日4時間授業)} \quad 40 \text{日} = -40 \text{時間}$$

$$\text{(3年生は週1日6時間授業)} \quad 40 \text{日} = +40 \text{時間}$$

#### ● 児童が学童保育にいる時間(1年生～3年生の平均) 年間約1650時間

2007年調査では平均的な開設時間は次の通りでした。

\*平日は、下校後から午後6時7分まで保育。

\*土曜日は、朝8時20分から午後5時34分まで保育(8割の学童保育は開設)。

\*長期休業日は、朝8時9分から午後6時3分まで保育。

$$\text{(平日)} 198 \text{日} \times (14:30 \sim 18:07 = 3 \text{時間} 37 \text{分}) = 716 \text{時間} + \{(79+40-40) \div 3\} = 742 \text{時間}$$

$$\text{(土曜日)} 49 \text{日} \times (8:20 \sim 17:34 = 9 \text{時間} 14 \text{分}) = 452 \text{時間}$$

$$\text{(長期休業日)} 47 \text{日} \times (8:09 \sim 18:03 = 9 \text{時間} 46 \text{分}) = 459 \text{時間} \quad \boxed{\text{合計 } 1653 \text{時間}}$$

学校よりも長い時間を過ごす学童保育において、子どもたちに安全で安心感のある生活を保障する学童保育の役割と指導員の責任は、これまで以上に重くなっています。毎日の生活をする施設にふさわしく整備されなければなりません。

## 資料 3

# 入所児童は急増、まだまだ足りない学童保育

## 2008年5月1日現在の学童保育数と入所児童数

### ○学童保育数は1万7495か所

法制化後（1998年児童福祉法施行）の10年間で7,800か所増（1.8倍）。  
昨年と比べて827か所の増加です

### ○入所児童数は78万6883人

法制化後の10年間で45万人増（2.4倍）。昨年と比べて4万2000人の増加

学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1993	7,516	231,500人	
1998	9,627	333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行 1993年からの5年間で学童保育数は2,100か所増加。 入所児童数は10万人増加。
2003	13,797	538,100人	1998年からの5年間で学童保育数は4,200か所増加、入所児童数は20万人増加。
2006	15,858	683,476人	2003年からの3年間で学童保育数は2,000か所増加、入所児童数は15万人増加。
2008	17,495	786,883人	法制化後10年で7,800か所、入所児童数45万人増

（注）全国学童保育連絡協議会調査。詳細な実態調査は5年ごとに実施。1993年～2003年調査は、調査回答率を加味した概数。2006年、2007年度は全数調査（回答率100%）で実数です。

## 急増していますが、まだまだ足りません

### ① 小学校数比は8割、学童保育がある小学校区は全体7割弱

学童保育数 17,495か所 / 小学校数 22,695校（設置率 77.1%）

●厚生労働省・文部科学省が初めて小学校区毎の設置状況を調査（2007年12月1日現在）。

学童保育は14,993小学校区（68.5%）で実施

\*学童保育は学校から子ども自身が歩いて通う施設ですので、小学校区内に必要です。

### ② 保育園を卒園した子どもの6割しか入所できていません

今年、保育園を卒園して小学校に入学した児童約45万人に対して、学童保育に入所した1年生は約28万人で、62.2%にとどまっています。

### ③ 母親が働いている小学校低学年児童（末子）のうち、学童保育に通っている子どもは3割です

2006年の厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、末子の年齢が6歳の児童の57.2%、7歳～8歳の児童の65%は母親が働いています。これは児童数にすると約230万です。現在、学童保育に入所している低学年児童は約70万人ですから、まだ3割です。

（「新待機児童ゼロ作戦」では、母親が働く低学年児童の大半が利用できることを目標にした）

## 定員のある学童保育では、待機児童が増えています

定員を設けている学童保育は全体の半数ありますが、保育園などとは異なり定員による入所制限は厳しくありません（その結果、大規模化している）。

しかし、それでも約3000か所の学童保育で合計1万2000人を超える待機児童がおり、その数は年々増えています。（2007年全国学童保育連絡協議会調査）

\*厚生労働省の2007年調査では、待機児童は1万4000人となっています。

## 資料4 安心して生活できる適正規模は「40人まで」 急増している大規模学童保育

### 「生活の場」である学童保育には適正規模があります

学童保育は、一人ひとりの子どもに安全で安定した安心感のある生活を保障する施設です。子ども自身が指導員や子ども同士の関係も含めた安心できる毎日の生活が求められます。指導員には、一人ひとりの子どもの健康や安全を守り、子どもとの人間的な関わり、援助や働きかけが求められます。大規模化したところでは、指導員を増やしても、一人の指導員が全員の子どもを見なければなりません。

### 大規模学童保育が急増しています

学童保育数は急増していますが、入所要求がますます広がるなかで、その整備は必要とされる数に追いついていません。いま深刻な問題になっているのは、学童保育の「大規模化」です。大規模学童保育の急増は、①学童保育がまだまだ足りないこと、②学童保育の適正規模も含めた運営基準が定められていないことが要因です。

入所児童数の規模（学童保育数）（ ）内は%

児童数	1998年	2003年	2007年	2008年
9人以下	257 ( 3.3%)	473 ( 4.2%)	593 ( 3.5%)	636 ( 3.6%)
10人 - 19人	977 (12.7%)	1338 (11.9%)	1900 (11.4%)	1925 (11.0%)
20人 - 35人	3176 (41.1%)	3646 (32.3%)	4165 (25.0%)	4501 (25.7%)
36人 - 70人	3077 (39.8%)	4870 (43.2%)	7656 (46.0%)	7952 (45.5%)
71人 - 99人	210 ( 2.7%)	818 ( 7.2%)	1809 (10.9%)	1890 (10.8%)
100人以上	29 ( 0.4%)	133 ( 1.2%)	545 ( 3.2%)	591 ( 3.4%)

(注) 児童数の割合で見た場合、71人以上の規模の学童保育で生活している児童の割合は、全体の4分の1に及びます。それは、35人以下の規模の学童保育で生活している児童数を上回るとみられます。

大規模学童保育では、「子どもが騒々しくなる」「子ども同士のトラブルが多くなる」「子ども同士の関係が希薄になる」「わけのわからないケガが増える」など、問題が生まれてきます。

### 一日も早く「適正規模」に分割することが必要です

#### ◆全国学童保育連絡協議会の提言（2003年6月）

「1学童保育の規模の上限は40人までとする。41人以上は2学童保育とする」（提言『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』より）

#### ◆財団法人こども未来財団のガイドラインに関する調査研究（2007年2月）

「放課後児童クラブにおける集団の規模については、放課後児童指導員と子どもが信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いを生活のメンバーとして知り合い認め合える規模として、おおむね40人程度までとすることが望ましい。」

（「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究」）

#### ◆厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」（2007年10月）

「放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」

## 資料5 毎日の「生活の場」にふさわしい施設・設備を

### ●学童保育には、毎日の「生活の場」としての専用施設が必要です

子どもたちにとって学童保育は家庭に代わる「毎日の生活の場」です。いろいろな遊びや体験もしますが、毎日の生活はそれだけで成り立っているわけではありません。疲れたときは横になってのんびりと過ごしたり、指導員に甘えたり、一人でぼーっと過ごすこともあります。家庭と同じように過ごせる場所が必要です。

学童保育の開設場所（2008年）

開設場所 (どこで実施しているか)	1998年		2003年		2008年		2003年比
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合	か所数
小学校施設内	3,800	39.5%	6,137	44.5%	8,495	48.6%	1,774
余裕教室を転用	1,970		3,518		4,611		1,093
敷地内の独立専用施設	1,502		2,107		3,179		1,072
その他の施設を利用	328		512		705		193
児童館内	2,147	22.3%	2,442	17.7%	2,630	15.0%	188
公設の学童保育専用施設	876	9.1%	923	6.8%	1,290	7.4%	367
その他の公共施設	565	5.9%	1,562	11.2%	1,885	10.8%	323
法人等の施設	463	4.8%	881	6.4%	1,189	6.9%	308
民家・アパート	1,256	13.0%	1,187	8.6%	1,243	7.1%	56
その他	520	5.4%	665	4.8%	763	4.3%	98
合計	9,627	100.0%	13,797	100.0%	17,495	100.0%	2,871

(全国学童保育連絡協議会調査)

### ●施設は狭く、室内の遊び場がないなど問題は山積です

2007年の実態調査では、施設の平均床面積（生活する部屋、トイレ、台所等すべて含んだ広さ）は児童1人当たり2.59㎡と、たいへん狭い実態でした。もっとも多い余裕教室を利用した学童保育の平均床面積は93.2㎡で、一人当たりの面積は2㎡程度と他の施設を利用した学童保育と比べてもたいへん狭くなっています。

また、室内の遊び場がない学童保育が4割弱もあります。雨天のときには室内で静かに過ごさなければなりません。

### ●安全で安心して生活できるための施設整備の基準が必要です

#### ◆ 全国学童保育連絡協議会の提言（施設・設備について）

(2003年6月の提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」より)

- 学童保育に必要な施設・設備……学童保育の施設には、生活室、プレイルーム、静養室、事務室、トイレ、玄関、台所設備、手洗い場、足洗い場、温水シャワー設備などを設ける。併設の場合でも生活室と静養室、事務室、台所設備は専用とする。

- 施設の広さ……「生活室」と「プレイルーム」は、それぞれに子ども1人につき1.98㎡以上確保する必要がある。

- ◆ 市町村として、学童保育施設の設置基準を設けているところはわずかです。

施設の設置基準がある市町村：19.2%、ない市町村：80.7%

(全国学童保育連絡協議会の2007年実態調査より)

- ◆ 厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」では、「子どもの生活するスペースについては児童一人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい」としていますが、「生活するスペース」以外の施設・設備も必要です。

## 資料6

## 指導員の仕事・役割は重要です

### ●学童保育には、子どもの安全を守り、健全な育成を図る専任の指導員が配置されています。指導員には次の仕事があります。

- (1) 子どもの健康管理・安全管理
- (2) 一人ひとりの子どもの生活の援助
- (3) 集団での安定した生活の維持
- (4) 遊びや活動、行事など生活全般を通しての成長への援助、働きかけ
- (5) 家庭との連携（子どもの状況把握、家庭との連絡・相談）
- (6) 学校との緊密な連携および地域の生活環境づくり

これらの仕事を通して、一人ひとりの子どもたちが学童保育を毎日の生活の場として受けとめ、よりどころとして実感できるようにすることが指導員の仕事です。

これらの仕事を円滑に具体的にすすめていくために、記録をとったり、指導員同士の打ち合わせや話し合いを持ったり、生活環境を整えたり、家庭や学校との連絡や保育に入る前の準備などの、具体的な仕事・実務をおこなっています。

### ●厚生労働省が作成したガイドラインでも仕事の重要性が明確にされた

（厚生労働省 2007年10月19日策定「放課後児童クラブガイドライン」より）

## 6 放課後児童指導員の役割

(1) 放課後児童指導員は、以下について、留意のうえ、(2)に掲げる活動を行うこと。

- ① 子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮。
- ② 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止。
- ③ 保護者との対応・信頼関係の構築。
- ④ 個人情報への慎重な取扱いとプライバシーの保護。
- ⑤ 放課後児童指導員として資質の向上。⑥事業の公共性の維持。

(2) 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。

- ① 子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
- ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動が自主的にできる環境を整え、必要な援助を行うこと。
- ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- ⑤ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
- ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

## 資料7 指導員の働く条件整備は遅れています

### ●約6万人いる指導員の大半は有資格者、年間勤務時間は1800時間は必要

- ◆1施設の平均入所児童数は44.7人、平均指導員数は3.86人  
(2007年調査。全国で働く指導員は約6万4300人います)
- ◆70%の指導員は保育士または教諭などの資格を持っています  
(2005年の指導員実態調査。まだ国には公的な資格制度はありません)
- ◆指導員の勤務時間数(子どもたちは学童保育で1650時間過ごす)  
平日の勤務時間(12時26分から18時3分) → 平日は約6時間勤務  
長期休業日等の勤務時間(8時9分から18時16分) → 一日保育では9.5時間勤務

### ●多くの指導員は不安定な雇用で、働く条件は劣悪です

- ◆半数の指導員は年収150万円未満  
150万円未満(52.7%) 150万円以上300万円未満(38.3%) 300万円以上(9.0%)
- ◆勤続年数が増えても賃金はあがらない(53.3%) \*1年契約の非正規職員が多いため
- ◆指導員の待遇は依然として改善されていない  
退職金がない(71.3%) 社会保険がない(37.5%)  
一時金がない(58.0%) 時間外手当がない(35.4%)
- ◆正規職員は少なく、多くが非正規職員(非常勤・臨時・嘱託・パートなど)  
公営で正規職員は2600人(4.0%)  
公営で非正規職員は2万8400人(44.2%)  
民間運営で正規職員は1万4500人(22.6%)  
民間運営で非正規職員は1万8800人(29.2%) 合計6万4300人(100.0%)
- ◆公立・民間あわせても、勤続1~3年目の指導員が半数を占めています  
学童保育の急増もひとつの理由ですが、安心して働き続けられる条件が劣悪なことが最も大きな理由です。経験年数の長い指導員が少ないことは、保育内容の蓄積・向上にとって大きな障害となっています。最近では欠員が出ている地域もあります。
- ◆指導員の研修をしている市町村はまだ3割です。

\*以上のデータは、全国学童保育連絡協議会の2007年実態調査より

### 国の補助単価を、非常勤職員賃金と謝礼金で計算していることが問題 常勤の指導員が配置できる補助単価が必要です

2003年度の厚生労働省の学童保育の補助金の補助単価は次のように算定されています。

- 1 賃金(非常勤) 135万6,000円(平日1日4500円、学校休業日1日6000円、年間281日)
- 2 諸謝金 117万8,000円(平日1日3900円、学校休業日1日52000円、年間281日)
- 3 その他 47万1,000円(教材費・図書費・消耗品・備品・通信費等)

\*1~3の合計の300万5,000円で1施設が運営できると計算し、その半額は保護者負担を見込むので、補助単価は150万2500円 → 【資料14】参照(経費は年間1000万円は必要)

## 資料 8 指導員に関わる課題は早急に解決を

### ●子どもたちが安心して生活できる学童保育をつくるためには、指導員に関わる次の5点の課題が解決されることが必要です

- ① 指導員の仕事の確立
- ② 「専任・常勤・常時複数」配置という配置基準の確立と、その財政的保障
- ③ 現実に指導員が安心して働き続けられるような労働条件の向上
- ④ 指導員の力量を向上させていくための研修の充実、研修体系の確立
- ⑤ 学童保育の役割を果たせる指導員が安定的に確保されるための公的な資格制度、養成機関の整備

以上のことについて、国や自治体の公的な責任でその整備を行ない、社会的地位の向上を図ることが求められています。

### ●全国学童保育連絡協議会の提言・要望

全国学童保育連絡協議会は2003年6月に提言『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』をまとめ、国と地方自治体にその実現を要望しています。

指導員については次のことを提言しています。

#### ◆学童保育指導員の配置基準

- (1) 学童保育指導員の配置は、専任、常勤、常時複数とする。児童数30人までは指導員2人以上、40人までを3人以上とする。

(注) 児童数が41人以上になった場合は、2学童保育に分けることを前提とする。学童保育に障害のある児童が入所する場合は、必要数の指導員を配置する。

#### ◆学童保育指導員の資格

学童保育指導員は、学童保育指導員職（学童保育士）の資格を持つ者とする

#### ◆学童保育指導員の養成機関・養成内容

学童保育指導員職としての資格を取得するための養成機関および養成内容を下記のとおりとする。

- (1) 養成機関は、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を養成する機関に準じる。
- (2) 養成内容は、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を養成する内容に加えて、次の内容を履修すること。① 学童保育原論（学童保育とは何か）、② 発達心理学（学童期の発達を学ぶ）、③ 学童保育の生活内容（学童保育の生活づくり）、④ 障害児保育概論、⑤ 学童保育実習

#### ◆学童保育指導員の研修

国および地方公共団体は、学童保育指導員の資質向上の機会を保障し、研修のための条件整備を図らなければならない。

#### ◆職員の身分・待遇・健康管理

学童保育指導員には、円滑に職務が遂行できるような身分および待遇が保障されなければならない。また、職員の健康管理のために健康診断を実施する。

## 資料9 障害児入所は増加・開設時間は延びている

### 障害児の入所も増えていますが、条件整備は遅れています

障害児の入所要求が広がっています。2007年の実態調査の結果は下の表の通りです。2003年調査と比べると、受け入れ学童保育数では1.5倍、入所児童数は1.8倍と大幅に増えています。(1998年調査と比べると入所児童数は4.7倍)

障害児の受け入れ状況

障害児の受け入れ状況	2003年調査 (%)	2007年調査 (%)
受け入れ学童保育のある市町村数	約1100市町村(47.5)	約1100市町村(67.7)
受け入れている学童保育数	約4060か所(29.4)	約6300か所(37.8)
受け入れている障害児数	約7200人	約12700人

\*市町村合併がすすんだため、受け入れ市町村数が同じでも、率は高くなっている。

受け入れにあたって指導員の加配や補助金加算がある市町村は67.4%で、3割強の市町村には受け入れのための施策や支援がまだありません。

### 開設日が増え、終了時刻も延びている

#### ●開設日数の平均は年間278日

#### ●終了時刻が延び、保育時間は長くなっている

\*平日の終了時間の平均は6時7分(2003年調査よりも17分延びています)

平日の終了時刻(子どもの帰宅時刻)の分布

終了時刻	1998年調査		2003年調査		2007年調査	
～ 3:59	0.1	35.3%	0.2	16.7%	0	7.7%
4:00 ～ 4:59	2.5		1.6		0.4	
5:00	32.7		14.9		7.3	
5:01 ～ 5:29	13.5	32.2%	0.5	14.6%	0	9.4%
5:30 ～ 5:59	18.7		14.1		9.4	
6:00	29.4	29.6%	47.4	48.4%	48.5	49.3%
6:01 ～ 6:29	0.2		1.0		0.8	
6:30 ～ 6:59	2.6		3.1%		13.3	
7:00 ～	0.5	7.0		14.0		
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(全国学童保育連絡協議会調査)

#### ●土曜日は、必要とする家庭があれば朝からの一日保育が必要

土曜日は2割弱の学童保育が開設しておらず、保護者からは開設の要望が強く出されています。土曜日の利用者は平日と比べると減りますが、必要とする家庭にとっては朝からの一日のことですから、より切実です。



## 資料10 高学年の入所希望・保育料は5000円～1万円

### 「6年生まで」の要望も強く学年延長の動きが広がっています

入所対象学年は延びてきています。実態として「3年生まで」との規定があっても6年生まで入所できている学童保育が多く、実情は「3年生まで」が半数以下です。

児童福祉法では、学童保育（放課後児童健全育成事業）の対象児童は「おおむね10歳未満」（小学校3年）とされていますが、実施要綱では4年生以降も入所できることが明記されていますし、国の補助金も高学年児童数を含めています。

学年延長が広がっている要因は、対象学年を引き上げてほしいという保護者の強い願いがあります。特に、放課後に子どもたちが被害に遭う痛ましい事件が相次いでいるなかで、その要望がより強くなっていると言えます。厚生労働省も高学年受け入れを促す通知を繰り返し出しています。

いま、いくつかの市町村では、大規模化させないために高学年を退所させようとする動きがありますが、受け入れている実態や保護者の願いと大きく隔たりがあります。

#### ●「保護者アンケート調査」から

全国学童保育連絡協議会が2002年12月に全国の保護者を対象に行ったアンケート調査では、表のように「6年生まで」が6割を占め、「3年生まで」は15.6%とわずかでした。

#### 何年生まで入所できるのが良いか

1年生まで	3人	0.1%
2年生まで	7人	0.3%
3年生まで	355人	15.2%
4年生まで	476人	20.4%
5年生まで	49人	2.1%
6年生まで	1352人	58.1%
その他	87人	3.7%
合計	2329人	100.0%

### 運営主体によって異なる保育料 公費支出額に大きく影響される

保育料は、運営形態によって差があります。運営形態別の保育料の平均値をみると、公営は5000円未満ですが、保護者等が補助金をもらって運営している運営委員会や父母会運営では、1万円近くになります。父母会が運営している学童保育では、高額な保育料でも足りず、バザール等の財政活動に年中追われている実態もあり、保護者に大きな負担がかかっています。

#### 運営主体別でみた保育料の平均月額

運営形態	2007年調査
公営	4523円
公社・社協	6050円
運営委員会	9859円
父母会	9681円
法人・個人	6910円

（2007年実態調査の「個別調査」より）

#### 運営主体別の学童保育数（割合）

公立公営	7,458 (42.6%)
公社や社協	1,968 (11.3%)
地域運営委員会	3,024 (17.3%)
父母会	1,475 (8.4%)
法人等	3,230 (18.5%)
その他	340 (1.9%)
合計	17,495 (100.0%)

2002年12月に全国学童保育連絡協議会が行った保護者アンケートによると、適当だと思える保育料（月額）は、「5000円」（29.1%）との答えが最も多く、全体の6割以上の保護者が5000円以内と答えています。補助金の大幅増額が必要です。

# 資料11

## 学童保育数と国の補助金の推移

年	学童保育数	学童保育数 前年比	国庫補助総額 (万円)	国庫補助単価 (万円)	国庫補助対象数	国の施策の動き
1950年代						大阪や東京で民間保育園や親の共同運営による学童保育が誕生
1962						「児童福祉白書」ではじめて「カギっ子」の問題が取り上げられる
1963						児童館への国庫補助開始(「カギっ子対策」として)
1966						文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1967	515					
1969	697					
1970	1,029					
1971						文部省が留守家庭児童会育成補助事業を廃止し、校庭開放事業に統合
1976	1,932		1億1700	30	725	都市児童健全育成事業が創設(留守家庭児童対策は児童館や校庭開放で対応するとの方針のもとで、児童館が整備されるまでの過渡的な期間に学童保育に補助するもの)
1977			1億0800	30	925	都市児童館事業を開始(留守家庭児童対策を重視した児童館)
1978	約3,000		1億1240	32.4	925	
1979			1億4500	44.1	925	
1980	3,938		1億4969	45.6	925	
1981	4,288	350	1億5643	47.7	925	
1982	4,739	451	2億1862	50.2	1,275	
1983	4,910	171	2億6000	50.2	1,665	
1984	5,193	283	2億8535	51.2	1,850	
1985	5,449	256	3億2655	52.9	1,996	
1986	5,749	300	3億7000	55.9	2,142	都市児童館事業廃止
1987	5,938	189	4億0168	57	2,288	
1988	6,100	162	4億2742	57.8	2,434	
1989	6,310	210	5億2943	69	2,580	
1990	6,708	398	6億1643	77.2	2,726	1.57ショック。「健やかに子どもを生き育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017	309	10億1832	103	2,966	放課後児童対策事業が誕生(留守家庭児童対策は独自の施策で実施するとの方針に転換。児童館はそのための拠点のひとつに位置づけ)
1993	7,516	...	14億0643	107.6	3,920	厚生省が学童保育の法制化を検討、日本政府が子どもの権利条約批准
1994	7,863	347	17億9577	109	4,520	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申
1995	8,143	280	20億9267	109.9	5,220	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくるよう指導)
1996	8,514	371	24億1673	110.5	6,000	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048	534	31億3180	111.8	6,900	児童福祉法改正によって学童保育が法定化(法制化)される。第2種社会福祉事業にも位置づけられる
1998	9,627	597	46億4644	150.7	7,900	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231	604	54億7910	151.8	9,000	政府が新エンゼルプランを策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金(学童保育の施設整備費)
2000	10,976	745	56億9000	152.8	9,500	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830	854	59億9000	152.8	10,000	障害児加算、小規模加算(過疎地対象)が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825	995	68億8000	152.8	10,800	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。首相施政方針演説で拡充表明
2003	13,797	972	74億3200	151.5	11,600	障害児加算は障害児2名から緩和。「次世代育成支援対策推進法」で地域行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678	881	87億2200	150.8	12,400	ボランティア派遣事業が新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」が12月に策定される
2005	15,309	631	94億7000	168.6	13,200	三位一体改革で、補助金の組み替え。土日祝日開設加算がなくなり、一律17万円の単価アップ。自治体の自由度を高めるために、補助金交付要綱が統合。施設整備費は児童館整備費と保育環境等改善事業費を活用。10月、衆議院青少年問題特別委員会で学童保育について集中審議
2006	15,858	549	111億8100	168.3	14,100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。ボランティア派遣事業に長期休業日の指導員派遣費も追加され、補助単価も増額。5月9日、少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣が「放課後子どもプラン(仮称)」の創設に合意。
2007	16,668	810	158億5000	213.2 (注)	20,000	「放課後子どもプラン」の創設により、学童保育の箇所数を2万か所目標。基準開設日数を250日に変更して、開設日が増える毎に補助金も増額する。200日から249日の学童保育は3年後に補助金廃止、71人以上の大規模学童保育は3年経過後に補助金廃止(3年以内に分割促進)。施設整備費を新たに確保(18億円)。補助金交付要綱を「放課後子どもプラン」関係で一体化。初めてガイドラインを作成
2008	17,495	827	186億9400	同上	20,000	『子どもと家族を応援する日本』重点戦略、仕事と生活の調和行動指針で「10年後に3倍」が目標設定される。次世代育成支援対策推進法でも学童保育整備目標を「参酌標準」化する法改正(予定)。長時間開設加算変更、障害児受入加算額は142万円は倍増。

(注)学童保育数は全国学童保育連絡協議会調査。1992年は未調査。2007年度補助単価は児童数20-35人で290日開設の場合の金額

## 資料12

## 働く親を持つ小学生には学童保育を

### 法制化以前の政府の考え方(1991年以前)

「留守家庭児童対策については、従来から児童館においてこれらの児童に対して必要な指導をおこなうとともに、子供会等の地域組織の育成等に努力しているところである」

(国会で採択された「学童保育の制度化を求める請願」に対する政府回答)

### 法制化審議(1997年4月)のなかでの小泉厚生大臣(当時)の答弁

**小泉厚生大臣**「いわゆる放課後児童の健全育成、今言われた学童保育の問題について、時代も変わってきております。社会背景も戦後からは大きく変わっておりますので、今回、児童の健全育成の観点から児童福祉法も改正しなきゃならないのではないかと」「就学前の子どもが保育所に行くのが当然であった、それが就学後のいわゆる学童に対しても今までの児童育成といえますか保育事業に似たようなそういう事業も必要ではないかという声が強く起こっているということから、今後ともそういう面に配慮しようということと改正案をお願いしているわけでありまして」

### 小泉首相の国会答弁 (2001年5月21日、参議院予算委員会答弁)

**小泉総理大臣**「今回、保育所待機児ゼロ作戦、それから学童保育を必要な全地域に整備することとを所信表明で掲げたのも、実は仕事と子育てを両立させること、これが男女共同参画時代のあるべき姿だと。そのために一番必要なことはこの保育所待機児ゼロ作戦と学童保育の問題ですと男女共同参画会議の板東局長から伺って、じゃこれをやろうということと所信表明演説に入れたんです」

## 「全児童対策は学童保育事業に代替えできるとは思わない」

### ○岩田喜美枝・雇用均等・児童家庭局長 (2003年7月3日、参議院厚生労働委員会の答弁)

「この放課後の全児童対策をやれば留守家庭対策としての放課後児童健全育成事業が代替えできるといふふうには思っておりません」

### ○北井久美子・雇用均等・児童家庭局長 (2006年3月15日 衆議院厚生労働委員会の答弁)

「いわゆる放課後児童クラブにつきましては、放課後児童クラブを利用される児童につきましては、保護者が昼間就労などで御家庭におられないといったようなことでありますので、こうした子供さんの置かれている状況に十分配慮した上で遊びや生活の場を提供する必要があると考えております。すなわち、例えば、状況に応じた開設日数や開設時間の確保が必要でございますし、保護者との日常的な連絡体制、意見交換の確保が必要でございます。また出欠の確認あるいは安全確認の徹底といったことも配慮が必要でございます。(中略) こうした放課後児童クラブへの配慮ということも十分踏まえてやるとなると、例えば、直ちに全児童対策に全部統合してしまうことができるかどうかということになると、なかなか困難ではないかというふうに思っているところでございます」

# 資料13

## 二つの事業は目的も内容も異なります

### 「放課後子どもプラン」で推進される二つの事業の違い(2007年度)

事業内容	放課後子ども教室	学童保育(放課後児童クラブ)
所管・担当課	文部科学省生涯学習政策局 生涯学習推進課	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 育成環境課
主旨	▽すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する。	▽共働き家庭などの留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 (児童福祉法第6条2第2項に規定) ▽学童保育の未実施小学校区の早急な解消を図るためのソフトおよびハード両面での支援措置を講じる。
予算額(2007年度)	68.2億円(国負担分)	186億円(国負担分、前年比28億円増)
実施目標数	1万か所(2007年度は5707校区で実施)	2万か所(2007年5月現在、16668か所で実施)
実施場所	特定の固定した施設はなく、体育館や運動場、公民館などの施設を活用	学童保育の専用施設(室)は、余裕教室を転用したり、校内の独立施設、児童館内の専用室など
実施状況	2007年12月現在の実施状況調査から(文部科学省・厚生労働省合同調査)	2007年の学童保育実態調査から(全国学童保育連絡協議会実施)
実施状況	5707校区で実施。実施回数は把握されていません。この事業の前身「地域子ども教室」(2006年度8300か所で実施)は、1か所あたり年間平均87回実施された	年間290日開設が全体の半数。平均開設日数は278日。土曜日は8割が朝から1日開設。長期休業日は朝から1日開設。1施設の年間開設時間は1650時間に及ぶ
利用児童数	同上の「地域子ども教室」は1回の平均参加児童数32.5人	1施設当たりの平均入所児童数44.7人
年間延べ利用児童数	2006年度の「地域子ども教室」の延べ利用人数は、2117万人。1か所延べ参加者数平均2545人。	延べ利用児童数は2億700万人。 1施設当たりの延べ利用児童数1万2426人
保護者負担	保険料程度	保育料の全国平均は7000円程度
スタッフ・職員	地域の高齢者等がボランティアとして協力	専任指導員は1施設平均3.86人。7割の指導員が保育士や教諭の資格を持っている。指導員の年間勤務時間は約1800時間にも及ぶ

(政府の資料を参考に全国学童保育連絡協議会が作成)

# 【資料14】学童保育と「全児童対策事業」の違い

(横浜市の放課後児童対策事業を参考に)

事業名	横浜市の学童保育	はまっ子ふれあいスクール事業	放課後キッズクラブ事業
法的根拠	児童福祉法第6条の2の2項 第2種社会福祉事業	なし	なし
実施方式	補助(2005年度までは委託事業)	委託・補助(「充実型」)	補助
目的	昼間保護者のいない家庭等の子どもたちが安全で豊かな放課後を過ごす「生活の場」を保障する。児童福祉法「遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る」	小学校施設を利用して、安全で健全な放課後の居場所づくりを推進し、異年齢児間の交流を通じて、子どもたちの創造性や自主性、社会性を養う。	すべての子どもを対象に、小学校施設を活用して、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた放課後の居場所。
開始時期	1963年9月	1993年9月	2004年9月
運営主体	地域運営委員会(自治会長・民生委員・校長・父母会代表など)、法人	地域運営委員会(PTA代表・校長・チーフパートナーなど)	原則として公募により選定された運営法人に補助(株式会社3社が6か所を運営)
実施か所数	179か所(2か所は補助なし) 市としての設置目標はない	301か所(キッズクラブを除く全市立小学校)。キッズクラブへの移行途中(切れ目ない移行のためキッズクラブ数との重複した数)	64か所(年度当初48か所)。中期計画で2010年までに102か所が目標か所数
実施場所	・アパート・マンション・民家・自治会館・社会福祉法人施設など	学校施設(専用ルームがあるのは約200か所、なしは約100か所)	学校施設(教室改修)で、「元気に遊べるスペース」と「静かに過ごせるスペース」の2つの活動場所を確保。
対象児童	小学校3年生までの留守家庭児童が補助対象(実態は8割の施設で6年生まで受入)	1年生から6年生までの参加を希望する児童	1年生から6年生で参加を希望する児童
利用児童数	入所児童数8,544人。 1施設平均47.7人。 土曜日を除き、約8割が毎日出席。 1～3年が6,030人 4～6年は2,514人  ※全国学童保育連絡協議会調査 2008年 8,544人 2007年 8,325人 2006年 5,842人	両事業あわせて、登録児童数18,097人(内訳:1～3年=13,424人 4～6年=4,673人)。2007年10月上旬に市内全公立小学校で、子どもの挙手にて調査した。  平日登録の約3割が毎日参加で、20～30人。不特定の子どもたちが利用。平日の5時以降平均、ほぼゼロ。一人でぼつんと帰り待つ。土曜日は、行事以外は、ほぼゼロ(情報公開データと視察より)	平日登録の約4割が毎日参加が50～90人。30分刻みで帰る。5時以降平日平均、1割以下で4～5人。指導員は、片付けと事務をして、残された子は、本読み、勉強をして、お迎えを待つ。土曜日は、行事以外は、ほぼゼロ(情報公開データと視察より)
開設日	約290日開設=161クラブ、250日以下の開設=14クラブ	約240～290日開設(実際は、児童の参加がない土曜日は閉所)	約290日開設。
開設時間	平日は午後6時までで、午後7時まで延長できる学童保育が9割。	午後6時まで(一部、「充実型」と称するところは午後7時)	はまっこ「充実型」と同じ
利用料	平均保育料 約15,057円/月(平成19年度) おやつ代+保険料等含む最低:2,500円/月～最高30,450円/月	参加料は、午後5時まで無料(保険料年間500円)。「充実型」の午後5時以降利用者は月5000円、一時利用1回800円と、おやつ代は実費徴収	はまっこ「充実型」と同じ
指導員体制	小規模クラブ(～19人)指導員(常勤)1名+補助指導員1名。標準クラブ(20人～35人)指導員(常勤)2名+補助指導員1名。大規模クラブ(36人以上)指導員(常勤)2名+補助指導員2名。賃金は20万程度。	①チーフパートナー(常勤)(教員OB・地域選任)1名+②アシスタントパートナー(ローテーション勤務)賃金は①が24万/月、②が840円/時間	①主任指導員(常勤)1名+②指導員(常勤)1名+③補助指導員(時給)(ローテーション勤務)。賃金は①主任=24万/月②指導員=20万/月③補助=840円/時間
市の総予算額	11億3,726万2千円=177か所分(上記のうち、国庫補助=1億9,474万5千円:総額の17%)	20億4,717万4000円=301か所分(上記のうち、国庫補助=5億457万1000円:総額の24%)	10億3,819万6000円=64か所分(上記のうち、国庫補助=1億5055万円:総額の15%)
1か所あたりの年額補助金	大規模543万、標準451万、小規模258万。これに①家賃②障がい児受入③長時間開設④市民税非課税世帯減免が加算される。	約680万円(規模別となっているが、標準はこの金額)	約1,500万円(規模別となっているが、標準はこの金額)

(作成:横浜学童保育連絡協議会の資料を参考に全国学童保育連絡協議会が概略としてまとめた)

## 資料15 実態とかけ離れている低い補助単価

国は、1施設年間当たり500万円前後で運営できると想定  
国の補助金の負担額は、その6分の1だけです

### ●実際の運営費とは大きなへだたりがあります

国の補助金の単価は、児童数20人～35人規模の学童保育は年間500万円前後で運営できるという想定のもと、その半額の240万円程度です（半額は保護者負担を見込んでいる）。

そして、この補助単価の3分の1（約80万円）が国から出される補助金です。（残りは都道府県と市町村が3分の1ずつ負担）

しかし、補助金が少ないために指導員の人件費が低く抑えられていることが多い父母会運営の学童保育でも、年間1000万円程度の運営費がかかります。（右表参照）

500万円前後で運営できるという想定自体が、実態と大きくかけ離れています。

学童保育の貧困な実態を底上げするためにも、国の補助金が大幅に増額される必要があります。

### ●ある民間の学童保育の運営費(名古屋市)● 児童数28 指導員2名(1年目、1.5年目) 施設は、市がプレハブを無償で貸与

	費目	金額
収入	市からの補助金 (国の補助金151.8万)	329.9万
	保育料 (平均1世帯月13000円)	458.3万
	事業収入	28.3万
	おやつ代	59.8万
	その他(積み立て金)	4.8万
	収入合計	911.1万
支出	指導員人件費	600.0万
	福利厚生費	105.0万
	アルバイト料	21.1万
	水道光熱費	24.1万
	教材費	15.6万
	おやつ代	59.8万
	電話代	6.9万
	消耗品費・備品費	14.9万
	保険料	8.2万
	支出合計	955.6万

赤字分は翌年に繰り越し

## 学童保育の補助金はあまりに少ない(総額は186億円)

### ●保育所の約3,400億円(民間保育園への補助金)と比べて見ると

学童保育(2008年度)		保育所(2008年度)		民間保育所と比べて学童保育は
施設数	1万7495か所	施設数	1万927か所	約1.6倍
入所児童数	約79万人	入所児童数	約114万人	約3分の2
指導員数	約6万7000人	保育士数	約23万人	約3分の1
1施設当たりの 国庫支出額	約106万円	1施設当たりの 国庫支出額	約3200万円	約30分の1
児童1人当たり 予算額	約2万3500円	園児1人当たり 予算額	約29万8000円	約13分の1

\* 公立保育所の国庫支出金は一般財源化されている。

\* 1施設当たり、児童一人当たりの金額は、予算額を施設数、児童数で割った数字。

## 資料16 2003年6月提言で示した必要な財政措置

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」より

全国学童保育連絡協議会が2003年6月にまとめた提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」では、学童保育に必要な経費として以下の内容を示しました。

### (参考資料) 学童保育の整備にかかる財政措置試算

#### 試算のもとになる学童保育の姿(標準)

1施設当たり 定員40名 指導員3人  
 施設の広さ 220㎡(67坪) \* 児童一人当たり5.5㎡  
 生活室・プレイルーム 児童一人当たり各1.98㎡  
 その他の施設 1施設合計60㎡  
 (トイレ8畳、事務室10畳、台所8畳、シャワー室2畳、玄関8畳)  
 (参考) 保育所は「定員31-45人」では一人当たり7.2㎡が施設補助基準

#### ● 施設整備費

- \* 1施設の施設整備費 施設の広さ220㎡  
 1㎡当たりの建築単価 18万円 合計3,960万円  
 (1㎡当たりの建築単価は「社会福祉施設整備費単価」より)
- \* 5年計画で、現在の13,000か所を30,000か所に整備する計画とする  
 (保育所卒所児童が全員入所できるには3万か所必要)  
 国庫負担率は2分の1として総額で3,366億円、単年度で673億円が必要

#### ● 運営費

- \* 指導員の人件費を公費負担とする(保育単価の保育士の給与計算を使う)  
 国家公務員の保育士 1級8号 月202,490円  
 (東京・特別区職員は大卒5年目で月222,500円)  
 1施設3人指導員を配置 月給及び賞与(4.5か月)  
 $202,490円 \times 16.5か月 \times 3人 = 10,233,255円$  人件費のみで約1000万  
 (人件費1000万には教材費などの需用費およびおやつ代等は含んでいない)  
 国庫補助率が3分の1なので、1施設当たりの補助額は334万円
- \* 現在の13,000か所では、434億円
- \* 5年後の30,000か所では、1,002億円  
 (参考) 現在の保育所の国家予算は、約4,900億円(施設整備費は除く)

#### 今後5年間に必要な財政措置

	施設整備費	運営費	合計
初年度	673億円	434億円	1,107億円
2年目	673億円	576億円	1,249億円
3年目	673億円	718億円	1,391億円
4年目	673億円	860億円	1,533億円
5年目	673億円	1,002億円	1,675億円
5年間の合計	3,365億円	3,590億円	6,955億円

せんこくがくどうほいくれんらくきょうぎかい

## 全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と職員（指導員）が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

全国学童保育研究集会や全国指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』の発行、『テキスト・指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は、都道府県や市町村の連絡協議会です。現在、37都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、市区町村の連絡協議会は、公立や民間を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。会の主な運営資金は、会費と月刊誌の収入です。

### <主な活動と今年の予定>

#### ◆全国学童保育指導員学校の開催（2007年は第32回目で7会場を実施。合計4630人受講）

会場	日程	開催地	受講者数
西日本会場(大阪)	6月3日(日)	大阪府堺市・サンスクエア堺	520人
西日本会場(滋賀)	6月10日(日)	滋賀県草津市・立命館大学	730人
南関東会場	6月3日(日)	東京都目黒区・東京大学	760人
北関東会場	6月10日(日)	茨城県水戸市・茨城大学	800人
四国会場	6月24日(日)	香川県高松市・高松テルサ	370人
東北会場	9月24日(祝)	岩手県盛岡市・アイーナ	610人
九州会場	9月30日(日)	福岡県春日市・クローバープラザ	840人

#### ◆全国学童保育研究集会の開催（北海道） \*第42回は東京で開催し、4980人が参加

第43回 2008年10月4日(土)～5日(日) 札幌市・きたえーる、北海道大学

#### ◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行（1974年創刊、年間定期購読者4万8000人）

#### ◆実態調査活動 ①学童保育数調査（毎年実施）②学童保育の詳細な実態調査（最新調査は2007年実施）③指導員の実態調査（最新調査は2005年実施）④都道府県の単独事業の実施状況調査等

#### ◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2003年『2003年度版 実態調査のまとめ』『父母会ハンドブック』『入門ガイド 学童保育指導員』  
『次世代育成支援対策と学童保育』『学童保育情報2003-2004』

2004年『学童保育情報 2004-2005』『施設整備の手引き（2004年版）』

2005年『安全・安心な学童保育を一大規模化ではなく適正規模で複数設置』『実践を記録し確かめ合う（実践記録集第5集）』『学童保育情報2005-2006』

2006年『学童保育ハンドブック』（柗ぎょうせい）『学童保育と放課後子どもプラン』『学童保育情報2006-2007』『大規模学童保育 分離の手引き』『学童保育指導員の現状・仕事・願い』

2007年『よくわかる放課後子どもプラン』（柗ぎょうせい）『2007年 実態調査のまとめ』『連絡協議会ハンドブック』『学童保育情報2007-2008』

2008年『指定管理者制度は学童保育になじまない』『学童保育情報 2008-2009』

#### ◆政府や国会、関係団体への陳情など

#### ◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針（案）」「指導員の研修課目（試案）」などをまとめ、発表しています。